

19 世紀国際通貨会議の歴史的意義

野口 建彦

1. 金本位制の普及と国際金本位制の形成—イギリスへの追隨

1.1 はじめに—基本的視点

この論文の目的は、イギリスが主導した 19 世紀の国際金本位制の生成・拡大・確立の歴史的プロセスを、1860 年代後半から 1890 年代初頭にかけて 4 回にわたっておこなわれた国際通貨会議の議事録に依拠して分析し、それが通説の説くところとはきわめて異なっていたことを示すことにある。

従来、19 世紀における国際通貨体制を研究する人々の間では、1880 年前後から第一次大戦までの時期の国際通貨体制は、国際経済学の理論モデルに近い存在、すなわち、国際収支に応じて変動する中央銀行の準備金と為替相場によって金が国際間を自由（自動的）に移動する「古典的国際金本位制」に近似したシステムであると理解されてきた。そして、この「古典的国際金本位制」においては、19 世紀世界経済の中心国であるがゆえに圧倒的な資金量を保持していた金本位国イギリスのロンドンが、グローバルな金融と証券投資のセンターとして君臨し、イングランド銀行は国内金融・証券取引のみならず、国際金融・海外証券取引を統御する役割を果たすことによって、国際金本位制を支えていたのだと説明されてきた¹⁾。

こうした説明は、確かに事実の一端を捉えているが、いくつかの重要な問題を見過している。

例えば、19 世紀の国際通貨体制は、19 世紀の初めから 1870 年代初頭に至るまで、金本位制（事実上、イギリス一国）と銀本位制（イギリス以外の多くの国々）の並存する金銀複本位制（以下、複本位制と略記する）であったこと、金本位制が国際的に普及するのは、ドイツを先頭にした主要ヨーロッパ諸国が銀本位制もしくは複本位制を放棄してイギリスに追隨し始めた 1871 年以降であること、その普及プロセスにおいて銀価値の低落により金と銀の交換比率が著しく混乱し、各国国内経済のみならず、国際貿易や海外投資に深刻な影響を及ぼし、4 回にわたる国際通貨会議が開催されたことなどが論じられずにきたのである。

換言すれば、「古典的国際金本位制」の時代のさなかでも、イギリス国内では金本位制の継続を巡る厳しい意見の対立があり、その他の国々では、金本位制の導入と並行して銀本位制や複本位制の維持を主張する動きが尖鋭化して重大な政治問題になったことを認識する必要がある²⁾。一般化した言い方をすれば、イギリスの主導する 19 世紀自己調整的市場経済は、それに包摂される各国国民経済の内外で、絶えず、市場拡大勢力—総じて金本位制を維持推進する勢力である—と、それに対抗する諸勢力—伝統的な自己充足的経済生活と社会的地位に固執し、銀本位制や複本位制に共感を寄せる勢力である³⁾—との間につくり出される緊張関係を伴っていたのである⁴⁾。

したがって、本章では、イギリスで最初に確立したグローバルな金本位制が、その外国貿易と海

外投資を拡大する過程で、遭遇した次のような問題を考察したい。すなわち、従前からの銀本位国もしくは複本位国に対して、イギリスはどのようなインパクトを与えたのか。すなわち、イギリスは、金本位制の採用を他国に積極的に働きかけたのかどうか。イギリス国内では金本位制の維持を巡る意見の対立があったのかどうか。あったとすれば、それはいつ頃で、なぜ生じたのか。こうした問題を取り上げながら、国際金本位制の形成過程を考察したい。

この論文では、貨幣についての、理念的・哲学的問題を正面から取り上げることはしない。しかし、19世紀の自己調整的市場経済の形成・拡大さらには崩壊を論ずるのに、近代的産業・工業の形成・拡大ではなく、通貨・貨幣制度、具体的には、ナショナルな集権的通貨制度をベースにした国際通貨体制の生成・拡大の考察によっておこなう理由を述べておかねばならないだろう。

19世紀市場社会においては、自己充足的な農村・農業を残しながらも、市場で売買される商品の大半は、産業企業によって生産・供給されるようになる。産業企業の採用している生産技術・生産組織は生産する商品によってそれぞれ異なり、それらは比較的短期間のうちに変化する。産業企業は生産活動に従事する労働者の自由な移動を除けば、統一的なルールをもつ制度に基づく守旧的な運営(経営)とは相容れない性格を持っている。産業企業の運営=経営は、企業経営者個々の自由な裁量に委ねられ、産業企業が生産・供給する諸商品の価格は、不確定な市場の需給と不断に改善される技術コストに応じて、絶えず変化する。

これに対して、貨幣は上述したような不特定多数の人々が参加する市場での商品(労働やサービスの含む)の売買に、交換手段・支払い手段として使用されるにとどまらない。人々が長期的にわたり居住し日々の生活を営む特定の領域・空間、場所や地域での社会的・公的な活動に財や労働(サービス)が投入される際に、主として計算手段・支払い手段として使用される。19世紀

市場社会では、後者は、国家(中央政府および地方自治体)への租税支払いと国家によるさまざまな費目の財政支出という形態をとっていることは周知の通りである。

つまり、貨幣には、商人が主導し、不特定多数の人々を引き入れながら、地域や空間を限定せずには絶えず拡大する市場取引(遠隔地取引)に使用されるものと、特定の領域を支配・統治する政治的権力者が、被統治住民から統治費用の調達と統治に支出するために使用するものの二つがあり、それらは歴史的に出自と素材を異にしている。ちなみに、後者の貨幣は、高価で希少性が高く素材それ自体に価値がある金属を用いる必要はないが、その価値が安定的であり、統治領域のすべての住民に授受され信認されれば事足りる。その要件は、貨幣の発行者が、それら住民を統治する政治的権力者であることによって満たされる。

結論を言えば、19世紀市場社会では、この二つの貨幣を、金もしくは銀と中央政府の発行する銀行券(国家紙幣)との兌換を、法律によって保障する金属本位(金本位制もしくは銀本位制もしくは複本位制) = **metallism** という考え方によって統合し制度化したのである。1816年のイギリス政府による金本位制の採用が、その嚆矢であることはいうまでもない。19世紀市場社会の形成・拡大・崩壊は、このような金属本位制度、とりわけ、金本位制度の形成・拡大・崩壊として論ずることができると考えたのは、このためである。なお、貨幣の理念的・象徴的性格については、本共同研究の報告会における私の報告「19世紀の国際通貨会議の歴史的意義」の「2 貨幣の象徴的意味」をも参照願いたい。

(イギリスは、なぜ金本位制を採用したのか)

すでにみたように、イギリスは1816年の法令で、金本位制を公式に採用した。具体的には、金をポンドの唯一の価値基準とすることを決定し、純金113.00162グレインを含有するソヴリン金貨を鑄造して、これを1ポンドとした。この法令が発布される前までは、公式には、金銀の双方

をポンドの価値基準とした複本位制 **bimetallic standard or double standard** であった。イギリス以外の国も、当時はすべて銀本位制か複本位制であった。ポルトガルが 1854 年、ドイツが 1871 年に、イギリスに倣って金本位制を採用するまで、金本位制を採用していたのは、イギリス一国であった。しかし、そのイギリスにも、銀本位制を採用する途と、金銀複本位制を維持する途とがあったはずである。どうして、金本位制を選択したのかという疑問が生じても当然であろう。

こうした問題を精力的に検討してきた数少ない研究者の一人、A. レディッシュ A. Redish は、イギリスが世界に先駆けて金本位制を採用したのは歴史的偶然であるという通説的見解を退け、次のように説明している⁵⁾。金本位制は、不換紙幣制度と比較すると、確かに物価の安定と経済全体の安定を保証してくれた。しかし、17 世紀以来、歴代の国王や政府は通貨への高い信頼に基づく物価の安定、経済全体の安定を希求していたのだから、もっと早期に金本位制の出現する歴史的状況があったはずである。なぜ、そうならなかったのだろうか。実は、19 世紀以前の西ヨーロッパの経済と通貨体制は、金銀複本位制によって特徴づけられていた。そして、この複本位制は、国際金本位制ほどではないにしても、物価や経済の安定を提供してくれたのである。留意すべきことは、複本位制も、金本位制と同じく、金銀の二つの商品貨幣を価値基準とする商品貨幣体制であったということである。それでは、複本位制の安定性は何によっていたのだろうか。また、複本位制は、なぜ同じ商品貨幣体制の一つである金本位制へと転じたのだろうか。

複本位制を規定していたのは、次の 2 つの要素である。すなわち、①通貨当局の財政面での資金調達必要性②広い範囲にわたる商業取引に適した交換手段の必要性である。前者については、歳出の急激な増加などにより財政がひっ迫したにもかかわらず新たな代替財源が見つからない場合、通貨当局は、通貨（金貨や銀貨）の品質を落

とし通貨価値を引き下げることによって事態に対応しなければならない。しかし、これでは人々の通貨当局に対する不信任感を払拭することはできない。後者については、金と銀の含有量が当時の鑄造技術の低さゆえにまちまちであるため、純度の高い「良貨」が退蔵されて流通から姿を消し、急速に拡大する商業取引の貨幣需要に対応できなくなる。かくして、複本位制は、財政と商業の両面で、困難に直面する。イギリスがこうした困難を打破し、増大する財政資金と商業資金の需要に対応できたのは、第一に、商業の飛躍的発展によって新たな課税財源が生まれ、資本市場での国債発行が容易になったことがあげられる。第二に、産業革命の恩恵によって貨幣の印刷・鑄造技術が革命的に改善され、大量の「信用貨幣」—紙幣と鑄貨—の供給が可能になったことである。敷衍すれば、18 世紀中葉のボルトンとワットの蒸気機関の発明を利用した自動印刷機械と鑄造圧延機械のお陰で、偽造の容易でない精巧で均質な小額紙幣（イングランド銀行券）と代用硬貨を、兌換の保証された「信用貨幣」として大量に供給できるようになったために、複本位制の限界を克服する途が開かれたのである。こうなれば、金と銀の二つの金属を価値基準とし、含有量や形態が不揃いで偽造の容易な鑄貨を使用する必要がなくなり、通貨の価値基準を一つの金属に限定する単一金本位制 **mono gold standard** を採用することが可能になる。

以上が、レディッシュの説明であるが、残念ながら、イギリスがなぜ銀ではなく、金を唯一の価値基準に選択したかについての理由は示されていない。レディッシュによれば、1717 年に造幣局長官 **Master of the Mint** を務めていた I. ニュートンが、「何気なく」金を過大評価してしまったために、価値評価の高まった銀貨が大量に流通から引き揚げられてフランスに送られ、相対価値の低い金と交換されるに至った。そして、この偶然的な事件がイギリスに事実上の金本位制をもたらしたのだという。

この説明では、イギリスが金を国民的通貨ポンドの唯一の価値基準に選択したのは、政府・通貨当局の思慮深い判断によるものではなく、歴史的偶然であるということになる。当時のイギリス重商主義社会における金と銀の果たしていた役割の重さからみて、造幣局長官の「何気ない」判断によって事実上の金本位制導入がおこなわれたとすることはいささか疑問である。金と銀の交換比率は、17世紀中葉以降の世界商業の中心地では、おおむね1対15であり、貴金属として銀より稀少性の高い金の方が貨幣価値も高いことは、周知の事実であった。しかも、銀本位制もしくは金銀複本位制は、ヨーロッパのみならず、アジアやアメリカにおける旧来の通貨制度であった。ライヴァル諸国との重商主義競争において勝利を収めつつあったイギリスからすれば、新しい世界商業の時代を主導する国として、金銀比価の将来は、稀少性の高い金に有利に展開するとの判断をくだしていたのではなかろうか。そうとすれば、銀ではなく金を価値基準とする通貨体制を指向する政策が、容易に導かれるであろう。ニュートン造幣局長官による金貨増発の指示は、そうしたイギリス政府とイングランド銀行の意向を反映したものと考えたい⁶⁾。

それはさておき、イギリスの史上初の金本位制確立—1816年と1821年の通貨立法を併せて—で重要なことは、金貨と銀貨に依存した時代遅れの複本位制を廃棄し、イングランド銀行の中央銀行券と金との兌換を100%保証することによって、国民の国家に対する信認を取り付けた点にある。

(イギリス金本位制の普及過程—ラテン通貨同盟の結成から第1回国際通貨会議の開催へ)

イギリスの主導するグローバルな金本位制が、他の主要国にインパクトを与え、「古典的国際金本位制」が形成・確立されていく過程は、従来、1871年を起点に進展すると説明されてきた⁷⁾。具体的には、1870-1年の普仏戦争に電撃的な勝利を収めたプロイセンとドイツ諸邦が、ドイツ帝

国を立ち上げ、従前の単一銀本位制を廃棄する代わりに、金兌換に裏付けられた国民的通貨マルクの発行をおこなうと宣言したことが、その契機をなすとされてきた。この新生ドイツ帝国の金本位制採用の決定が、他の国々に影響し、国際的な金本位制移行の流れをつくり出したことは間違いない。イギリスの後を追うヨーロッパ大陸最強の近代工業国家であることを証明したドイツの経済的実力からして、その金本位制採用が持つ歴史的重みは、決定的である⁸⁾。

しかし、普仏戦争のような劇的性格には欠けるが、19世紀市場経済の歴史からすると、1867年にパリで開催された国際通貨会議は、見逃すことができない重要事件である。この会議は、資本主義史上最初の国際通貨会議であり、普仏戦争前のヨーロッパ大陸における最強国フランスによって提案され、イギリスを含むヨーロッパの主要国はすべて参加している。会議主催国フランスは、1803年に公式に複本位制を採用し、1865年にラテン通貨同盟を結成した経緯からして、会議では、国際的な銀本位体制の創設を主張するのではないかと予想されていた。なぜなら、ナポレオン戦争終結から普仏戦争までの期間、フランスは複本位制国として、以下にみるように、世界の金取引市場の中心であるロンドンと、ヨーロッパ大陸の単一銀本位制 *mono silver standard* の中心であるプロイセンおよびヨーロッパ大陸諸国の間を媒介する役割を演じていたからである。

銀はロンドンでも取引されていたが、パリでは、金銀比価を1対15 1/2に固定して、銀の取引がおこなわれていた。さらに、イギリスは1816年の法令で銀の自由鑄造を停止していたから、銀の自由鑄造を認めているフランス・パリ市場の方が銀の取引量は圧倒的に多かった。したがって、世界的な銀の市場価格についてはパリが主導権を握っており、銀を市場で売却しようとするれば、ロンドンよりもパリで売却する方が、総じて有利であった⁹⁾。銀取引に占めるフランスのこうした立場に加えて、ラテン通貨同盟は、統合的

な一大貨幣流通圏の構築を企図するナポレオン3世の提唱に同意したベルギー、イタリア、スイスの3カ国がメンバーになっていた。しかし予想に反して、フランスは会議において、金を国際決済の基準にすべきだと主張したのである。（ラテン系4カ国の通貨問題とフランスの立場—ナポレオン3世の通貨外交）

1867年のパリ国際通貨会議の内容に立ち入る前に、1850年代からナポレオン3世の積極的対外政策の一環として展開された近隣諸国に対する通貨外交を概観しておこう。なぜなら、この通貨外交がラテン通貨同盟の結成を導くからである。

フランスの国際通貨体制において果たした役割の大きさに着目した研究は数少ない。しかし、近年、19世紀ヨーロッパ大陸の通貨体制におけるフランスの地位と役割の重要性を指摘した研究が見られるようになった。すでに紹介したレディッシュやT.ウィルソンT. Wilsonの研究は、注目に値する。ここでは、主として両者の研究に依拠しながら、ラテン通貨同盟の形成に焦点を当てたフランスの動向を考察していくことにしよう。

重商主義期のフランス経済で見逃せないのは、1780年頃までの海外貿易におけるフランスの実績の高さである。それは、イギリスにさほど引けを取らないものであり、資産の蓄積は、取引先の使用通貨の関係から、銀が金をはるかに上回る形でおこなわれた。1780年代末から1803年までの革命政府期には、後生に悪名を馳せた不換紙幣（「アッシニア紙幣」）の大量発行で通貨制度は混乱したが、1803年の複本位制採用によりフランス中央銀行（1800年に創設された）の地位が安定し、普仏戦争に敗北するまでのほぼ70年間、フランスの通貨制度は他のヨーロッパ大陸諸国の羨望的であった。フランス複本位制が安定していたのは、金銀比価を法令で1対15 1/2に固定して、金銀を無制限に铸造すること、つまり造幣局に持ち込まれる金銀は無条件で購入することを保証したからであった。

ライヴァルのイギリスが、18世紀前半には実

質的な金本位制を採用し、イングランド銀行が着々と準備金の増大に努めるのに対して、フランスは、実質的には銀本位国の集合体であるヨーロッパ大陸の全域から銀をパリに持ち込ませ、ロンドンに集中する金との交換を仲介することが、自らの主導権を確保する途であると判断した。このため、フランスはヨーロッパ大陸諸国から造幣局に持ち込まれる銀を高めに買いとったのである。かくして、フランスは、ヨーロッパ大陸全体の通貨を安定させる役割を担うことになった。ラテン通貨同盟の結成を近隣諸国に呼び掛けるナポレオン3世の通貨外交は、こうしたフランスの主導的地位ゆえに可能になったのである。

ヨーロッパ大陸諸国は、1815年のウィーン会議において、長期に及んだナポレオン戦争の戦後処理の枠組みについて合意し、会議で確認されたヨーロッパ平和体制¹⁰⁾の下に、経済の近代化に向けて走り出した。1848年の「ヨーロッパ大陸の革命」が収拾されると、ヨーロッパ大陸諸国とイギリスとの貿易ならびに投資関係は拡大した。同時に、ヨーロッパ大陸諸国間の貿易も進展した。このヨーロッパ大陸諸国間の貿易の拡大には、統合的経済圏の形成を指向する二つの流れが認められる。一つは、フランスを中心とするラテンヨーロッパ諸国の経済圏形成を目指す動きであり、もう一つは、プロイセンを中心とするドイツ諸邦の関税同盟締結を通じた経済圏形成の動きであった。前者は、通貨の統一を軸に進められていた。1865年のラテン通貨同盟の結成は、その統合プロセスの帰結であったと言える。

1830～48年のL.フィリップ統治下では、内外の国債発行に絡むパリのユダヤ人大金融業者の利益促進がはかられたが、フィリップを追放したナポレオン3世は立ち遅れていた産業の発展とインフラストラクチャの整備をはかり、周辺諸国との通商拡大に努めた。ちなみに、ナポレオン3世統治下の1860年にイギリスとの間で締結された通商協定（「コブデン・シュヴァリエ協定」）は、保護貿易を国是としてきたフランスには例を見な

い自由貿易協定であったし、鉄道建設距離の伸長は目覚ましかった。ところで、1850年代初頭からフランスとの通商関係を緊密化したベルギー、スイス、イタリアは、1852年にフランスの通貨基準を採用した。次いで1862年に、フランス、ベルギー、イタリア、スイスの4カ国は、同一の通貨単位を採用することで合意し、それぞれの国で発行された銀貨に対しては法貨としての地位を与え、共通通貨として受け入れることを認めたのである。

しかし、この4カ国の間には、鑄造する銀貨の純度や磨耗度合いなどに違いがあり、高純度の銀貨が鞘取り目的の投機業者の介入により退蔵されて流通から姿を消し、低純度の銀貨や著しく磨耗し規定の量目を割った銀貨が広範に流通する事態が頻発した。この鞘取りには、上記4カ国のみならず、オランダやプロイセンなどの金貨も、低純度の銀貨との投機対象にされ、流通から引き揚げられた。こうした銀貨の質の違いに基づく共通通貨の混乱は、4カ国の経済の成長・拡大の一大障害要因になった。そして1865年に、ベルギー政府は4カ国の独自に発行している小額補助鑄貨が混乱を引き起こしたことから、小額鑄貨に関する基準を統一する必要があるとして、会議の開催を要求した。フランスを除く3カ国は、混乱を生じ易い複本位制に代えて金本位制を採用すべきであると主張し、会議の議題に加えることを要求したが、フランスはこれを拒否した。会議は次の事項について合意した。①金貨の自由鑄造を継続すること②各国は、他国が鑄造した金貨を等価で受け入れること③5フラン以下の銀貨は共通通貨とすること④共通通貨の純度を統一すること⑤各国は1人当たり6フランまで貨幣の鑄造が認められること⑥共通通貨は、民間機関では、50フランまでの支払いに限って法貨として認められること⑦共通通貨の鑄造権限は政府が保有すること⑧各国大蔵省は、他国の共通通貨について100フランを限度として受け入れること、以上である。4カ国は、会議の合意事項を基礎にラテン

通貨同盟を発足させた。この同盟の有効期間は1880年までの15年間となっていた。

(ラテン系4カ国の通貨会議における争点—ナポレオン3世の覇権主義的金本位制構想)

会議で議論になったのは、次の2点であった。一つは、90%の純度の5フラン銀貨の自由鑄造を継続するかどうか。もう一つは、共通通貨の純度をどうするかであった。この二つの問題は、議論の末に決着した。懸案事項となったのは、フランス以外の3カ国が主張していた法令による金本位制の採用であった。各国が通貨発行について自主権を持つ形で金本位制を採用することにフランスが反対したからである。1860年に金本位国イギリスとの自由貿易協定を締結し、フランスを含むラテン同盟加盟国における金貨流通量が銀貨のそれをはるかに凌ぐ状況になっているのに、なぜフランスは反対の立場を貫いたのだろうか。これについては、幾つかの理由が考えられるが、「フランスの栄光」を求めるナポレオン3世の覇権主義的通貨構想が強く働いたためとみるのが妥当ではないだろうか。ナポレオン3世は、ラテン通貨会議を召集する時点で、2年後の1867年に国際通貨会議を開催する計画を立てていた。開催地は、言うまでもなくパリである。ナポレオン3世は、この会議で、従来の複本位制に代えてフランスの鑄造する「フラン金貨」を基底にした統合的な金本位制経済圏の設立を提案し、フランスがヨーロッパ大陸の統合的通貨体制を統括する地位に就くことを企図していたのである。それは、イタリア、スイス、ベルギーの各国が通貨主権を有し、独自の金貨を発行するような一国金本位制と相容れなかった。

(1867年のパリ国際通貨会議)

この会議の歴史的意義は、資本主義史上で最初の国際通貨会議であったということにある。さらに注目すべきことは、この会議は、誰もが「世界の銀行」として認めていたイギリスではなく、ラテン通貨同盟を結成したばかりのナポレオン3世とフランス政府によって提唱されたということである。

ある。後に見るように、このフランスのイニシアティブが、会議の性格を解りにくいものにしたと言えよう。フランス政府が各国に送付した招待状によれば、この会議の目的は、すべての文明諸国の間に普遍的・統一的な通貨が流通するような制度を確立することにあるとされていた。しかし、フランス政府の真の狙いは、ラテン通貨同盟の拡大に置かれていた。会議への招待状は、ヨーロッパ大陸諸国のみならず、イギリスに対しても送付された。その結果、イギリスを含むヨーロッパ大陸の主要国がすべて会議に出席し、その数は20に達した¹¹⁾。

すでに指摘したように、1860年代におけるラテン通貨同盟内の通貨流通は、金貨が銀貨を圧倒するまでになっており、銀貨の自由铸造で合意したラテン通貨同盟諸国も単一銀本位制への復帰は将来あり得ないと判断していた。そして、20の会議参加国のうち、金本位制を採用していたのは、イギリスとポルトガルの僅か2カ国であったにもかかわらず、会議では金を将来の通貨基準とすることを決議した。留意しなければならないのは、金と並んで銀を価値基準としている複本位国や銀を唯一の価値基準としている単一銀本位国の存在を配慮し、銀を暫定的な価値基準とすることを認めている点である。この点にこそ、会議のわかりにくさが集約されていると言ってよい。

ここで、もう一度、周知の事実を確認しておこう。それは、1867年における各国の通貨体制をみると、イギリスとポルトガルを除くすべての国々は、金銀複本位制もしくは単一銀本位制の下にあったということである。問題は、1850年代以降、これらの国々で、貨幣流通に占める金貨の比率が着実に高まり、その結果、国民経済の安定と成長にとって、金と銀の交換比率を一定に保つことが、極めて重要になってきたということである。1865年のラテン通貨同盟の結成は、したがって、単一銀本位制への復帰を目指すものではなく、複本位制から金本位制への移行を実現するための布石であると考えねばならない。しかし、ラ

テン通貨同盟のリーダーであるフランスは、公的には依然として複本位国であり、19世紀初頭から金銀比価を1対15 1/2に固定することによって世界の銀市場を主導し、銀貨の流通が支配的なヨーロッパ大陸全体の通貨の安定に寄与していた。特に、フランス中央銀行は、パリの大銀行 *haute banque* とともに金銀交換に関わってきた経緯からして、銀を価値基準としての金属から追放する動きを黙認するわけにはいかなかった。会議で、金銀複本位制の廃止を決議することだけは、何としても避けねばならない理由があったのである。だがフランスは、イギリスとの貿易・投資関係の緊密化を反映して、ヨーロッパ大陸諸国に金貨が大量に流通し始めていることを勘案すると、近い将来、通貨の価値基準が金に統一されていく時の流れを否定できなかった。それでは、金が唯一の価値基準となる金本位制の下で、フランスの主導権を維持するには、どうしたら良いのか。この答えが、フランスの発行する「フラン金貨」をヨーロッパ大陸の共通通貨にするというナポレオン3世の構想であった。

しかし、これはイギリスの主導する金本位制とは相容れなかった。なぜなら、イギリスの主導する金本位制は、各国がそれぞれの中央銀行の下に、通貨の発行や運営について主権を持つ国際金本位制であり、フランスの覇権主義的金本位制とは異質であったからである。会議に出席したイギリス代表も、またフランス以外の代表も、フランス案に賛成するはずがなかった。会議で金を唯一の価値基準とする通貨体制を目指すことを決議したものの、主催国フランスと、「世界の銀行」イギリスの見解の溝は、決定的であった。したがって、いくら討議を重ねても、具体的な制度や方策で意見の一致をみるに至らなかったのは、当然であった。

興味深いのは、この会議に出席したイギリス代表の立場と対応である。イギリスは2名の代表を派遣した。造幣局長官のT. グラハムと大蔵省代表のR. ウィルソンである。イギリス政府は、

二人に対して、会議での発言や交渉に際して遵守すべき事項を示し、その徹底をはかっている。その事項とは、①会議では、各国の意見を十分に聴取すること②討議で展開される事態を注意深く観察すること③会議で特定の決議に賛成するような言質を与えないこと④これらを政府に遺漏なく報告すること、以上であった。イギリスは、会議がフランスの主催であることを配慮する必要があったとはいえ、ヨーロッパの主要国すべてが参加している中で、金本位制をキャンペーンする姿勢を見せていないことは明らかである。しかし、イギリス代表ならびに本国政府は、会議の結果に十分満足していた。彼らの見るところ、会議の大勢はイギリスの採用している金本位制—通貨の国家主権を前提とした金本位制—を最良の通貨体制であると認め、その採用へ向かうものと思われたからである。とはいえ、第1回国際通貨会議の解りにくさとイギリス代表の慎重な姿勢こそ、この会議の性格を物語っている。

この国際通貨会議の影響は、直ちに主催国フランスに現れた。フランスの採るべき通貨体制について、次のような考え方が台頭してきたのである。すなわち、イギリスの金本位制は世界でもっとも優れた通貨制度であり、イギリス経済の繁栄は、その通貨体制に由来している。金は、すべての富裕な国々の通貨基準になると予想されるのに対して、銀はより貧しい国々の通貨基準に留まると考えられる¹²⁾。こうした考え方は、会議に参加したプロイセンやラテン通貨同盟諸国、そしてフランスとの協力関係を模索しながら実質的には会議に参加しなかったアメリカ合衆国などにも広がっていった。金本位制と銀本位制を、通貨制度の優劣という観点に立って評価する上述のような思考方法は、国家間の競争が激化する時代の幕開けに相応しい。金本位制を銀本位制よりも高度で先進的な通貨制度であるとみなす「社会ダーウィニズム的メタリズム」が、普仏戦争で勝利したドイツ帝国において、現実化することになった。1871年のドイツ帝国による銀本位制廃棄と金本

位制採用が、それである。このドイツ帝国の決定は、ヨーロッパ大陸の通貨体制のみならず、目覚ましい経済発展を開始したアメリカ合衆国にも大きな衝撃を与えることになる。ギャラロッチィ G. Gallarotti の表現を借りれば、「金争奪戦」the scramble for gold が開始されるのである¹³⁾。

(ドイツの金本位制採用の衝撃—金銀比価の変動の始まり)

1870～71年の普仏戦争に圧勝し念願の国民国家を作り上げたドイツの戦後処理と通貨制度の改革は、イギリスとフランスを軸にしてきたヨーロッパの国際関係に大きな変化をもたらした。普仏戦争で勝利を収めたドイツがフランスに2つの厳しい賠償を要求したことはよく知られている。国境にあるアルザス・ロレーヌ地方の割譲と巨額の賠償金支払いである。アルザス・ロレーヌ地方は、豊富な鉄鉱石を埋蔵していることで知られ、その併合がドイツの重工業化に資することは誰の目にも明らかであった。これ以上の説明は不要であろう。ここで立ち入った考察が必要なのは、後者の賠償金についてである。なぜなら、従来、フランスが支払った賠償金は、主として1870年代の株式会社創立に使用され、ドイツの急速な産業発展に貢献したと説明されてきたからである。しかし、この巨額の賠償金の果たした役割を、そうした資金フローの面だけに限定して考えると、もう一つの重要な役割を見逃すことになる。獲得した賠償金はストックされ、1871年のドイツの金本位制採用のために用立てられたからである¹⁴⁾。ドイツが賠償金支払いを金でおこなうようフランスに要求したのは、そのためであった。久しく単一銀本位制を続けてきたプロイセンとドイツ諸邦が金本位制に移行するとなれば、兌換に必要な大量の準備金を用意しなければならない。そのためには、フランスに膨大な賠償金を、それもできる限り金で支払わせる必要があった。ドイツにとって、銀での賠償金支払いは好ましくなかったのである¹⁵⁾。

しかし、次のような素朴な疑問が残る。すなわ

ち、ドイツは、なぜそこまで金での支払いに固執したのだろうか。銀での賠償金支払いにはどのような不都合があったのだろうか。

1866年の普墺戦争に勝利したプロイセンは、フランスとの戦争が切迫しており、その戦争に勝利を収めることによってドイツ統一が完成すると考えていた。そうなれば、ドイツはフランスに代わるヨーロッパ大陸の最強国であり、イギリスに次ぐ世界第二の工業国家であることを世界に示すことができる。プロイセンの対仏戦争への自信は、整備されたインフラストラクチャと工業力—これがプロイセン自慢の近代的軍事力を支えていた—に基づいていた。株式会社形式を活用した工業化は、1850年代から軌道に乗っており、イギリスに追いつく勢いを見せ始めていた。問題は、金融制度の立ち遅れにあった¹⁶⁾。統一通貨の制定と発行、中央銀行の創設と銀行制度の整備、そして兌換制度に裏打ちされた金本位制度の採用こそ、ドイツの焦眉の課題であった。1860年代のプロイセンとドイツ諸邦の通貨制度は、依然として単一銀本位制であり、複本位制を敷くフランスに主導権を握られていた。すでに見たように、ヨーロッパ大陸諸国間の金と銀の交換は、パリ市場を中心におこなわれていたからである。ドイツは、産業・工業の部面でフランスをはるかに引き離しているながら、金融と通貨では、なおフランスの後塵を拝していたことになる。普仏戦争で勝利したドイツが金本位制への移行を急いだ理由は、ここにあったのである。

ドイツ帝国の採用した金本位制は、1871年と1873年の通貨立法において定められている。その骨子は、次の通りであった。①1マルクは、金1ポンド（500グラム）の $1/22,555$ とし、純度は $9/10$ とする。②発行する金貨は、5、10、20マルクの3種類とする。③銀貨、ニッケル貨、銅貨は、補助通貨として使用する。④帝国銀貨については、純銀1ポンドから100マルクの硬貨を铸造することとし、1、3、5マルクの銀貨と20ペニヒ、50ペニヒの銀貨を発行する。そ

れぞれの硬貨の含有量は、銀の場合、 $900/1,000$ 、銅の場合、 $100/1,000$ とする。銀貨90マルクの重量は1ポンドとする。⑤帝国銀貨の発行量は、帝国住民1人当たり10マルクを超えないものとする。⑥帝国銀貨による支払いが20マルクを超えた場合、その超過分の受け取りを拒否することができる。⑦帝国大蔵省および各州は、帝国銀貨を無制限で受け取らねばならない。また指定された政府機関では、帝国銀貨と金との交換をおこなわねばならない。

こうした集権的性格を持つ通貨法が制定されたものの、ドイツ各州が従来から使用してきた銀貨や金貨を直ちに流通から引き揚げることは不可能であり、また新たに铸造された硬貨をすぐに貨幣市場に注入することは難しかった。したがって、新生ドイツ帝国は、金本位制を採用したとはいえ、実質的には、複本位制に等しかった。各州の古い金貨と銀貨が依然として法貨として認められており、そのうえ金銀比価も1対 $15\frac{1}{2}$ に維持されていたからである。

しかし実際はそうであったとしても、ドイツの金本位制採用は、19世紀に入って70年もの間安定を保ってきたヨーロッパの通貨体制に対して、かつてない衝撃を与えるものであった。敷衍すれば、フランスと並びヨーロッパ大陸で最大の銀を保有し、フランス複本位制にとって最良の取引相手でもあったプロイセンが金本位制に移行したことは、フランスおよびラテン通貨同盟に深刻な影響を与え、銀の通貨としての将来に大きな不安を投げかけたのである。

（フランスとラテン通貨同盟への影響—ラテン通貨同盟の弛緩と解散）

ドイツが銀の自由铸造を停止するとすぐに、フランスとベルギーに大量の銀が持ち込まれた。1872年にフランスに持ち込まれた銀の量は、価格に換算すると100万フランであったが、1873年には、実に17,300万フランへと急増した。事態を重く見たフランス政府は、1873年9月に閣議を召集し、造幣局の5フラン銀貨の铸造量を

制限する決定を下した。しかし事態は沈静化せず、1874年5月までの間に、政府はこの閣議決定を2度にわたり変更し、銀貨の鋳造量の上限を大幅に引き下げた。ベルギー政府もフランスに倣って、1873年10月に銀の自由鋳造を停止した。さらに、同年11月には、スイス政府がラテン通貨同盟内で統一的な通貨政策を実施するために加盟国の全体会議を開催するようフランスに要請した。全体会議は翌年早々に召集され、銀貨の鋳造を制限することを申し合わせた。注目すべきことは、ベルギーとスイスの代表が同盟内での銀貨の新規鋳造の停止と金本位制の公式採用を提案したのに対して、フランスとイタリアの代表はそれに同意しなかったことである。後者は、銀貨の新規鋳造を完全に停止するのではなく、銀貨の新規鋳造量を制限しながら、現状を維持することを望んだのであった。

ベルギーとスイスは、人口も極めて少なく集権的な通貨体制を持っていなかったし、1850年代以降通貨流通に占める銀貨の比重も漸減していたので、金本位制の導入に反対する勢力はさほど強力でなかったのに対して、フランスとイタリアは、いささか事情が異なっていた。複本位制を継続しているフランスでは、銀と金の交換による鞘取業務に古くから関わっているパリのユダヤ人金融業者、彼らから融資を受けている政界・官界の有力者、そしてフランス中央銀行などは、金の普及が時の流れであることを認めつつも、古い銀貨の流通を容認し銀貨の新規鋳造を継続したかった。またイタリアでは、サルディニア王国の主導により1850年代から国家統一運動が展開され、戦費の調達と後進的な南部諸邦の統合に要する経費の膨張は、貨幣鋳造コストのかかる金本位制の導入と相容れなかった¹⁷⁾。

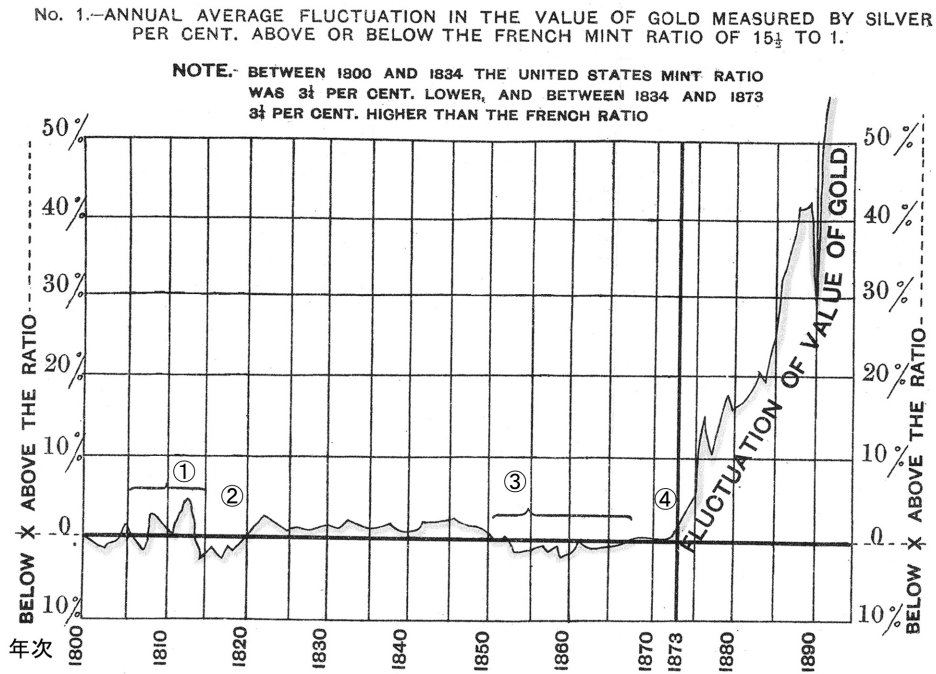
ラテン通貨同盟内部では、銀貨の新規鋳造をめぐってこうした意見の対立があったものの、通貨の流通に占める金の比重が時の経過とともに増大していくことは誰の目にも明らかであった。人々は、通貨当局による銀の鋳造制限が進行するのを

見て、近い将来銀が法貨としての地位を失うのではないかと危惧するようになり、ますます銀を造幣局に持ち込むようになった。こうした事態の進行にたまりかねたフランス政府は、1876年8月に、閣議決定した量を超える造幣局への銀の持ち込みを封ずるべく、その閉鎖を定めた法律を議会で承認させた。1878年には、他のラテン通貨同盟諸国もフランスに追随し、1881年まで加盟国の同意がなければ、銀貨の新規鋳造はできないことになった。かくして、ラテン通貨同盟は、金貨だけが自由鋳造を認められ、銀貨については、既存の5フラン銀貨を無制限法貨として認めるものの、その新規鋳造は禁止するという「跛行金本位制」limping gold standardへと転じたのである¹⁸⁾。そして1878年の同盟会議では、アメリカ合衆国が銀本位制の維持を訴えて会議に協力を要請したにもかかわらず、近い将来の解散を了解した。1879年にはフランス、ベルギー、スイスの3カ国が金本位制への移行を決定し、存在意義のなくなった同盟は1880年に解散した。レディッシュが指摘しているように、ラテン通貨同盟は、金本位制からの乖離ではなく、金本位制へ向けての踏み石であったと言うべきであろう¹⁹⁾。以上見たように、ドイツの金本位制採用は、図1に明らかなように、1871年まで安定していた世界の金と銀の通貨バランスを著しく歪め、通貨としての銀の地位が失われるのではないかという不安を醸成することになった。そしてその不安が、各国通貨当局や民間の金融・銀行業者のみならず一般の人々の間にも、手持ちの銀を放出して金と交換しようとする流れを作り出したのである²⁰⁾。銀価格の傾向的低落に基づいた金銀比価の長期にわたる変動が開始されたのであった。

(金銀比価の変動とイギリスの不安)

図1に示されているように、銀の価値低落に基づく金銀比価の変動は、1873年以降顕著になり、とりわけ1878年から1889年まで、歯止めがかからない状況に陥っている。ヨーロッパでは、1873年からドイツが保有していた銀を市場

図1. 金価値の変動< 1800～1890年>



- ① ナポレオン戦争によって損害を受けたフランス造幣局の影響。
- ② イギリスの正貨支払い再開。
- ③ カリフォルニア及びオーストラリアの金鉱発見。
- ④ フランスの銀鑄造制限。

注) 1. ギルフォード・モルズワース卿が提出したもの。

注) 2. フランス造幣局の金銀交換比率 1 : 15½ を基準にした増減比率。

出所) Appendix D. International Monetary Conference held at Brussels, 1892. Report of the Commissioners on behalf of the United States, and Journal of the Sessions of November 22, 1892, to December 17, 1892. Washington: Government Printing Office, 1893.

に放出し金と交換していることが、安定していた金銀比価を攪乱する元凶であるとの見方が支配的であった。ドイツの通貨当局は、そうした批判も配慮して1878年に銀の放出を停止した。しかし、図1を見れば判るように、金銀比価の低落は、1878年以降にその度合いを増している。これは、銀の放出による世界的な銀価格の低落の原因を、ドイツだけの所為にするわけにはいかないことを示している。1878年に開催された第2回国際通貨会議も、それを裏付けている。
(第2回国際通貨会議の意義—単一金本位論の優位と複本位派・銀本位派の抵抗)

・アメリカ合衆国の狙い

この会議は、前回同様パリで開催されたが、注目すべきことは、主催国がフランスではなくアメリカ合衆国であったということである。周知のように、アメリカ合衆国は建国以来銀本位制に馴染んできたが、南北戦争のさなかに連邦政府が大量発行した不換紙幣＝「グリーンバック紙幣」の回収に苦勞していた。実際のところ、第1回会議の際にも、アメリカ合衆国は、銀を金と並ぶ国際的通貨とするためにフランスとの連携を模索した。しかし、複本位制を維持しながら、金を支配的通貨とする腹案を用意していたフランスの同意

を得られなかったため、フランスおよびラテン通貨同盟との協同行動を断念したと言われていた²¹⁾。だが1873年以降の銀価格の低落と金銀比価の変動に遭遇したアメリカ合衆国は、手をこまねているわけにはいかなかった。金と銀の対等な関係、すなわち銀本位制の復活と国際銀本位制の提言が承認されない場合は、少なくとも銀価格の低落を食い止めるための国際協定の締結を実現するというのが、アメリカ合衆国代表の狙いであった²²⁾。ところが南北戦争後に東部の産業経営者と金融・銀行業者—イギリスと密接な取引関係を持っていた—の発言権が強まり、彼らは精力的にアメリカ経済の転換の必要性を説いていた。すなわち、綿花やタバコなどの第一次産品輸出に依存してきた農業経済から近代工業を中心に効率的な金融・銀行制度を具備した工業経済への転換である。折しも1873年にヨーロッパ各地で金融恐慌が発生し、ニューヨーク金融市場も一時閉鎖に追い込まれた。この苦い経験から、金融制度の整備の必要性が叫ばれ、不換紙幣グリーンバックの回収と兌換制度に支えられた金本位制の導入を急げという意見が東部で強まった。その結果、銀の自由鑄造が停止され、銀については連邦政府の承認を得て財務省が買い入れるよう定めた法律が制定された。しかし、これに激しく反発する西部の農民・手工業者および債務者は、グリーンバックの回収に反対し、逆にそれを法貨として認めさせる運動を展開するための政党を1874年に結成して対抗した。こうした厳しい国内事情を抱えながらも、アメリカ政府代表は複本位論者F. ウォーカーが主導権を握り、フランス政府と接触して会議の運営への協力を要請したが、その同意を得ることはできなかった²³⁾。フランスは、貨幣流通に占める金の割合が銀を上回っているが、また1878年には銀の価値下落のためその自由鑄造の停止に追い込まれながら、公式には依然として複本位制であった。にもかかわらず、銀の復位を目指すアメリカ合衆国との協同行動をためらったのはなぜか。

・フランスの立場

フランス政府は、この時期金と銀の狭間で躊躇していた。フランス政府の姿勢は、日和見主義であり待機主義であった。それというのも、フランス政府は、時が経てば銀はその価値を回復し、金との関係も安定すること、複本位制は通常の状態に戻れることを確信し期待していた。しかし、この時点で、金銀比価を1対15.5で銀の自由鑄造に踏み切れば、フランスから金がすべて流出する可能性があるため、自由鑄造は危険である。取りあえずは、現状を維持し、銀の価値低落が終焉するのを待つというのが、フランス政府の見解であった。したがって、アメリカ合衆国のように活発に動いても実質的成果は得られないというのが、フランス政府の考え方であった。ラテン通貨同盟のメンバーであるスイスとベルギーは、単一金本位制に賛成する旨を表明しているが、結論的には、フランスとの協同行動を破棄して自ら単独行動をとることは難しかった²⁴⁾。

また、金本位制を採用し、銀の放出によりその価値下落のきっかけを作ったドイツは、アメリカの再三の説得にもかかわらず、会議に参加することを拒んだ。これは、ドイツの金本位制移行が予期したような成果を挙げられず、その移行の是非をめぐって政府部内で意見が分かれていることを示すものである²⁵⁾。

・イギリスの慎重姿勢

会議はイギリスが主導権を握り、単一金本位論が優位を占めたものの、銀の通貨としての役割と機能を認め、銀の廃貨を求める意見は強力であったが、イギリスの慎重な対応により歯止めがかけられた。会議では、望ましい国際通貨体制と各国の理想とする通貨制度をめぐって、極めて活発な議論が交わされた。T. ウィルソンは、21世紀の人間から見ると、1878年国際通貨会議は議論百出で極めて混乱していたと述べている。しかし、会議に出席したイギリス代表団は、議会報告書において、この会議で各国の通貨制度についておこなわれた議論と提出された資料は、通貨問題を研

究する者にとって非常に有益であったと述べている²⁶⁾。

イギリス政府は、アメリカ合衆国政府から、会議の目的などについての事前説明を受け、政府部内で慎重に審議した結果、次のような明確な参加条件を付した受諾文書でアメリカ政府の了解を取り付けていた。「イギリスは、1816年以降、60年以上にわたって単一金本位制を採用してきている。この単一金本位制の政策は、すべての政党政府および国民に受け入れられてきた。この政策は、実際に厳しい批判を受けたことはなく、また理論面での議論がなされたこともない。イギリス政府および国民は、長い経験によってその有用性を立証してきた金本位制度に満足していること、また価値が絶えずしかも非同時的に変動する金銀二つの金属の共通比価を確立しようとの試みに賛成する世論はこれまでまた現在も見られないこと、以上2点を主張することは正しいと考える。したがって、イギリスに関する限り、会議に提出が予定されている問題（銀本位制の復活、国際複本位制の設立、固定された金銀比価の設定―筆者）は、未解決の問題ではない。したがって、アメリカ合衆国政府とイギリス政府の間には共同行動をとる根拠がない。イギリスは、金銀二つの金属を通貨とする原理（複本位制の原理―筆者）を論議するのではなく、その採用を条件とするような会議には参加できない。」アメリカ合衆国政府との事前協議においてイギリス側が示した会議参加条件は、イギリス政府の会議に臨む姿勢を簡潔に表現したものと言える。アメリカ合衆国政府が、名実ともに世界経済の基軸国であるイギリスの条件を受け入れたことは言うまでもない。

しかし、この厳しい参加条件を突きつけながら、イギリス代表団は会議全体を通して、自らが主導するグローバルな金本位体制の中に他国を包摂しようとする金本位制の普及・拡大キャンペーンを展開していない。この慎重姿勢は何に起因するのか。それは、増大するイギリス本国の国際収支赤字を支える「大英帝国の要インド」が銀本位

制を採用していたからである。

スイス、ベルギー、ノルウェーの代表が、アメリカ提案は理論的に誤りであり現実性がないとして、単一金本位制に賛成するとの主張を展開したのに対して、イギリス代表は次のような見解を表明した。すなわち、世界的規模の複本位制を確立するというのはユートピア的発想であるが、世界を単一金本位制にするということも同様にユートピア的である。それは世界の通商を計りがたいほど混乱させるであろう。この会議がアメリカ提案を否決するだけで終わったら、その否決はアメリカ国民に誤って受け取られるだろう。それは貨幣として銀を使用することを否定することになり、会議の多数の意見とも一致しないだろう。銀を金属貨幣として使用することを止めるのは望ましくないという考え方を活かすことが必要である。イギリス代表はさらに踏み込んで、国際銀本位制に賛成することはできないが、1870年代初頭以降の銀の価値低落と金銀比価の変動による銀の通貨としての不安定性を放置することはできないと主張した。なぜなら、イギリスは銀本位制を採用しているインドを植民地として抱えているので、銀の価値低落と金銀比価の動揺は、インドのみならず、イギリス本国にとっても極めて重大な影響があるからである。会議に参加しているすべての国々は、1867年の第1回国際通貨会議が全会一致で、金本位制の世界的規模での採用が望ましいと決議した当時とは、金銀の相互関係をめぐる状況が根本的に変化していることを認識しなければならない。会議は、具体的な決議や行動を採択するには至らなかった。しかし、逆説的な言い方をすれば、それこそ世界経済全体の安定を重視するイギリスの意見が多数の国々に受け入れられたことを示しているのではなからうか。

このようなイギリス政府の姿勢を、現在のアメリカ政府の姿勢と比較することは興味深いものがある。1980年代以降アメリカ政府と金融界が主導した「金融革命」は、ドルを単一の世界通貨とし、それ以外の通貨、例えばユーロや円の併存を

許さない「覇権主義的」性格のものであり、上述のイギリスの慎重な通貨外交とはいささか異なるものと考えられるからである。

この1878年の国際通貨会議について、最後に指摘しておきたいことがある。それは、会議を欠席したドイツに対するイギリス政府の以下のような注文である。まずイギリスは、ドイツがアメリカ合衆国からの参加招請を断り、さらに会議全体からの参加招請をも拒んだことは好ましくないと述べたうえで、次のような意見を表明している。この会議には、ほぼすべてのヨーロッパの国々が参加し、それぞれの通貨体制と通貨事情について意見や情報を交換し合っているのに、ドイツだけが孤立して距離を置いている。すべての参加国にとって最大かつ焦眉の問題である銀の価値低落と金銀比価の変動に深く関わっているドイツが現在どれ位の銀を保有しているのか、その通貨政策をどうするつもりなのかを会議で示すことは、国際通貨体制と通商を安定させるうえで是非とも必要である。

銀の価値低落と金銀比価の変動は、1878年国際通貨会議によって沈静化するどころか、ますます激しさをますますことになる。しかし、1880年にラテン通貨同盟が解散すると、先進諸国はほぼ金本位制への移行を完了し、焦点は「周辺経済」のアメリカ合衆国とインドへと移ることになる。

2. 国際金本位制の拡大・普及をめぐる対立—単一金本位制 vs 複本位制

(1881年国際通貨会議の歴史的意義—アメリカ・フランス両国政府による国際複本位制提案と各国の反応)

1878年の第2回国際通貨会議に参加したヨーロッパの12カ国²⁷⁾は、金本位制の導入・普及が時代の潮流であると考えていた。その流れを作り出したのは、ドイツである。なぜなら、イギリスの金本位制を先進的な金融制度であると考えた「新生ドイツ帝国」が、1871年に旧ドイツ諸邦において長年続けられてきた銀本位制を廃棄し、金

本位制を採用したのが契機となって、ヨーロッパ諸国間に金本位制への移行の動きが醸成されたからである²⁸⁾。ドイツに続いて、伝統的にイギリスと密接な貿易関係を有していたスカンジナビア諸国、すなわち、スウェーデン、デンマーク、ノルウェーの3カ国が金本位制を採用した²⁹⁾。1873年には、ドイツと密接な交易関係を持つオランダが銀の自由鑄造を停止し、金本位制の採用を決定した³⁰⁾。

注目されるのは、ヨーロッパの複本位制の中心勢力であるラテン通貨同盟諸国（フランス、ベルギー、スイス）が、金本位制採用に向けて動いていたことである。同盟の中心国フランスは、銀価値の低落に対処するため、1876年に5フラン銀貨の鑄造停止に踏み切り、次いで造幣局による鑄造用の銀塊の受け取りも停止した³¹⁾。これは、19世紀初頭以来フランスが1対15.5の固定レートでおこなってきた金と銀との交換—この固定レートは、1803年のフランスの通貨立法と1865年のラテン通貨同盟の協定によって支えられ、需要と供給の市場原理に基づく国際市場での銀の取引価格の安定にも貢献していた³²⁾—が保証されなくなることを意味した。こうしたフランスの動きに即応して、1878年にラテン通貨同盟は会議を召集し、5フラン銀貨の鑄造停止—ただし、既存の5フラン銀貨については、無制限法貨として流通を認める—を追認し、金の自由鑄造を認めるという「跛行金本位制」³³⁾の採用を承認した³⁴⁾。このため、ラテン通貨同盟諸国は、1878年の国際通貨会議の開催に際してアメリカ合衆国がおこなった銀本位制復活のための協力要請に応じなかった³⁵⁾。

つまり、1881年の第3回国際通貨会議を前にして、ロシアとオーストリア＝ハンガリーを除くヨーロッパの主な国々は銀の取引を市場原理に委ねつつ—銀価値の低落に対して国際的協定や法律による歯止めをかけず—、金本位制に移行していたのである。また、銀本位制の復活を標榜するアメリカ合衆国でも、1878年に財務省が一定量の

銀の買入れをおこなうのと引き換えに、金兌換法が議會を通過していた³⁶⁾。

こうした金本位制の拡大と普及が進むなかで、1878年の国際通貨会議を主催し通貨としての銀の地位の復活と金銀比価の固定に基づく国際銀本位制の成立を目指したアメリカは、複本位国フランスから期待したような協力を得られなかったものの、銀の廃貨は好ましくないという認識が参加諸国の大勢であることを読み取り³⁷⁾、銀の通貨としての存続は可能であると判断した。とりわけ、1878年の国際通貨会議において、イギリス政府代表ゴーシェン Goschen が、銀価格の低落・金銀比価の変動はインドの金融・財政事情を悪化させているだけでなく、イギリス本国ならびに国際貿易全体にも悪影響を及ぼしているので、速やかに銀価格の安定をはかる必要があると発言したことに、銀本位復活の展望を見出していた³⁸⁾。

さらに、会議後のヨーロッパ経済の状況がアメリカの銀復活論に有利に作用した。すなわち、図1³⁹⁾にも明らかなように、1873年以降続いていた銀の価値低落・金銀比価の変動は、1878年後もさらに進行し、イギリスを中心にしてヨーロッパ全体が物価の全般的低落と企業の収益低下による長期不況に陥っていた⁴⁰⁾。国家統一後の会社設立ブームに湧いたドイツでも反動が生じていた。準備金を増強するために1873年から始めた銀の市場放出が、60年余りにわたって安定していた銀価格の大幅な低落を引き起こし、ヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国の批判を浴びたため、農業経営に従事する地主層ユンカーを中心に1871年の金本位制の導入の是非を問う声があがっていた⁴¹⁾。

かくして、際限なく続く銀の価値下落・金銀比価の変動は、複本位制を続けるアメリカのみならず、イギリスおよびヨーロッパ大陸諸国にとって、看過できない影響を及ぼしていた。金本位制の拡大・普及が時代の趨勢であるとしても、銀が金と並ぶ「世界貨幣」として流通している以上、銀の価値下落を放置しておくことは将来的にも極

めて危険であった。こうした状況が、1878年に第2回国際通貨会議を開催して間もない3年後の1881年に、3回目の国際通貨会議の召集を促したのである⁴²⁾。

（複本位制論者の台頭—アメリカ、フランス、イギリス政府代表の変容と銀価格低落の歯止め策の検討）

この会議の召集を提案し各国に招待状を発送したのは、アメリカとフランスであった。アメリカでは、1873年に銀の自由鑄造を停止する法律を制定し、金本位制に向けて一步を踏み出していたが、上述したように1878年には銀本位支持者が巻き返し、有名な「ブランド＝アリソン法」を成立させた。この法律によって、財務省には毎年一定量の銀の買入れ義務が課されることになった。フランスにおいても、経済情勢は銀の復活に好都合であるとの見解が大勢を占め、複本位論者マニャン（大蔵大臣）、デュマ、セルヌシが政府代表に任命されて、強力な複本位論者が主導権を握るアメリカ政府代表と足並みを揃えた。両国は、銀を金と同等の「世界貨幣」として位置づけ、会議の目的を銀の価値下落を阻止することに絞り込んだ。すなわち、市場原理による銀価格の低落を食い止めるために金銀比価を固定し、国際的な協定を締結してそれを維持する通貨制度、すなわち国際複本位制の設立を提唱したのである。1878年の会議が、金本位制を好ましい国際通貨体制として承認したうえで、各国固有の事情に応じて、銀の通貨としての存続を容認するとしたのと比べると、基本姿勢において決定的な違いがある⁴³⁾。1881年の国際通貨会議では、会議開催国である米仏両国政府代表の基本姿勢に重要な変化が見られただけでなく、国際通貨体制の中心国イギリスの代表メンバーの構成にも注目すべき変化が生じたのである⁴⁴⁾。

（イギリス代表団の構成変化と大英帝国圏内の利害対立—英領インドの立場）

イギリスは、これまでの2回の会議には、本国政府からのみ代表を派遣していたが、第3回

会議から、大英帝国として代表メンバーを構成することにした。すなわち、本国政府に加えて、**Government of India** 英領インド（インド政庁）とカナダから代表が出席することになり、しかも、この3者は対等な立場で会議に参加することになった⁴⁵⁾。イギリス本国政府の代表は、ロンドン造幣局副長官 **Deputy Master of the Mint** フリーマントルであった。彼は、会議の冒頭に各国代表がおこなう意見表明において、前回の会議と同様の立場を披瀝した。すなわち、イギリスは1816年に世界で最初に採用した金本位制を今後も堅持する。したがってイギリス政府は、会議に必要なイギリスの通貨体制に関する法律や情報資料を提供するが、アメリカおよびフランス両国政府が提案している国際複本位制には賛成できない。イギリス政府は、通貨体制の在り方について各国が自由に討議することを保障され特定の決議や意見に拘束されないという条件を、開催国の米仏両国政府が了解したので会議に参加した旨を会議の冒頭で明言している⁴⁶⁾。

これに対して、初めて会議に参加した英領インドの代表リエイ卿は、インドの置かれた状況を踏まえて簡潔かつ慎重な意見表明をおこなった。すなわち、インド政庁は、英領インドに、複本位制の原理を導入することを承認するものではない。またインド政庁は、この会議において決議に責任を持つような議案の採決に加わることを認められていない。確かに、現時点でインドの通貨制度を抜本的に変革することは難しいが、銀価格の回復を目的にした措置をインドに適用することを検討する用意がある⁴⁷⁾。さらに、英領インドの首席代表 L. マレットは、会議が後半にさしかかった第7会期（最終会期は、第13会期である）で、アメリカとフランス両国の国際複本位制提案に関して次のような補足意見を述べている。

英領インドに求められていることは、インドの既存の通貨体制を変更しないということである。敷衍すると、英領インドは、ある特定の期間、それもイギリスのインド統治が継続している間、完

全な法貨としての機能を有する銀貨の自由鑄造を継続するということである。インドは、世界の一定数の主要な国々が、それぞれの領域内で、完全な法貨としての機能を有する銀貨の自由鑄造を1対15.5の金銀比価で継続する場合には、銀の自由鑄造を継続するつもりである。遺憾なことは、銀の価値下落が始まって以来、どの国もこれに歯止めをかけようと努力していないことである。インドは、銀の価値下落について何ら責任はなく、その被害者である。この銀の価値下落は各国の通貨体制にとっても、国際貿易や投資に対しても重大な弊害を及ぼしている。この会議に参加している国々の中には、銀の価値下落をまったく問題視していない国が見受けられるが、英領インド代表としては、そうした見方を容認することはできない。インド政庁は、毎年およそ15百万ポンドを金でイギリス政府に支払わねばならない。この支払いの大部分は、恒久的で義務的なものであり、支払い条件や支払額の変更ができない。したがって、銀の価値下落は、インド政庁の負担を増大させることになる。銀の価値下落が今後も続けば、インド政庁は、とうていそれを黙認することはできない。この銀の価値下落を食い止める有効な方法は、アメリカおよびフランスの両国が提案している金銀複本位制以外にないと思われる⁴⁸⁾。

以上のような英領インド代表の見解は、1873年から始まった銀の価値下落によって、銀本位制を採用しているインドの経済的利害と金本位制に依拠するイギリス本国の経済的利害が対立していることを開示したものであり、1881年の国際通貨会議から、イギリスが会議に参加する代表の構成を変更せざるを得ない決定的理由でもあった。

イギリス本国代表も、会議が進行する過程で、複本位論の主張の正当性を認め、かたくなに単一金本位制の維持だけを主張し続けることはできないと判断した。そこで、会議参加国が銀の自由鑄造を再開するというのであれば、1844年のイングランド銀行条例において準備金の1/4までを銀で保有することが認められているので、イギリ

ス政府はその条例に従う用意があると声明した。つまり、イングランド銀行は銀の準備量を増やすことによって銀の価値低落に歯止めをかける行動をとると約束したのである⁴⁹⁾。

（アメリカ代表の立場と意見）

英領インド代表の発言に加えて、このイギリス本国代表による通貨としての銀の存続の必要性を認めイングランド銀行の銀保有量を増加するとの発言は、強力な複本位論者が支配するアメリカおよびフランスの代表の士気を高める効果があった。

「複本位通貨同盟」Bimetallic Monetary Unionのメンバーで、熱烈な複本位論者であるホートンは、例えば話—スイスで出会った無垢な山岳ガイドが、アルプスに棲息する獰猛な狼（銀を意味する）はアメリカ原産であると自分に教えてくれた—を折り混ぜながら、単一金本位制を支持するベルギー、スウェーデン、ノルウェーの代表の見解を批判し、複本位制の有効性と必要性を強調した。ホートンは、次のような議論を展開した。単一金本位制を望ましい国際通貨体制システムと考えているヨーロッパ諸国の人々は、複本位制の設立を主張するアメリカの意図を著しく誤解している。彼らは、アメリカは銀の一大産出国であるがゆえに、国際複本位制を設立することによって、世界各国における銀の使用量を増大させ、アメリカの産出する銀を海外、とりわけヨーロッパ諸国に輸出し、銀鉱山経営者の利益をはかろうとしていると思込んでいる。

しかし、当時のアメリカの主要銀山（ネバダ銀山）の銀埋蔵量は枯渇してきており、アメリカでは、金の産出評価額が銀の産出評価額を上回っている。またアメリカでは、金貨や銀貨の流通量はヨーロッパ諸国に比べてはるかに少なく、紙幣や小切手の利用が支配的である。

ホートンはさらに、ベルギー代表のピルメスが1878年の国際通貨会議のベルギー代表であったこと、したがって、アメリカがその会議で、銀の価値下落を阻止するために国際的な複本位同盟の

設立を提唱し、その実現のためには金銀比価を1対15.5に固定する必要があると主張していたことを十分承知しているはずであると述べた。ホートンによれば、アメリカは、1対15.5の金銀比価を実現するために、ヨーロッパから金を輸入する一方、国内で金の増産に努めたのである。

ホートンは、銀の自由鑄造を再開し、国際複本位制の同盟を設立する目的は、世界の通貨ベースを拡大し、通貨の購買力の安定性を維持することにあると結論する。ホートンによれば、1873年以来続いているヨーロッパの物価の低落と長期不況は、供給量の安定している銀の役割を否定し、供給量の不足している金を世界の唯一の通貨基準にしようとする不条理で短兵急な単一金本位制の普及によってもたらされたのだ。銀の廃貨や自由鑄造の停止は、世界の通貨ベースを縮小し、物価を低落させ、金の通貨価値を引き上げる。敷衍すれば、長年銀を価値基準にしておこなわれてきた市場交換・経済活動を、ごく短期間のうちに、銀よりも貨幣価値の高い金を価値基準に変更することによって、市場交換・経済活動を畏縮させることになる。経済活動を活性化し拡大するには、世界の通貨ベースを拡大すること、つまり、金銀比価を固定しつつ銀の自由鑄造の再開と銀の通貨としての存続を認めること、すなわち国際複本位制の設立が必要である。以上が、雄弁なホートンの展開した議論であった⁵⁰⁾。

（フランス代表の見解）

このホートンの見解に、フランス代表の複本位論者デュマ（フランスアカデミー会員、科学アカデミー終身幹事、フランス通貨流通管理統制委員会議長）も呼応した。デュマは、以下のような文明論的ともいえる視点から、国際通貨制度としての複本位制の妥当性を主張した。

人類は文明の開始とほぼ同時に、金と銀を、商業取引において、すべての価値を代表する貨幣として採用してきた。したがって、いついかなる時にも、すべての国々が、金と銀の双方を貨幣として同時に使用することは、当然であり理に適って

いる。つまり、複本位制は、我々人間が当然採用すべき制度なのである。確かに、金銀比価は、長い歴史の過程で生じた人間の移動や商品の移動の変化に応じて変動してきた。しかし、この変動は、大規模な金山や銀山の発見など金銀の供給条件が大きく変化した時に生じるものであり、頻繁に生じるものではない。金銀比価は長期にわたり、安定的で固定的であった。現行の1対15.5という金銀比価は、19世紀に入ってから50年間にわたり、固定されてきた。大多数の人々が定めた金銀比価は、局地的な金銀比価を包摂して、統一的な比価を形成し、それが固定的なものになるのである。貨幣としての金と銀については、近年差別的ともいべき貨幣観が流布している。すなわち、金は優等人種・高度な文明社会の人々が使用する貨幣であるのに対して、銀は劣等人種・野蛮な社会の人々が使用する貨幣であるというのが、それである⁵¹⁾。しかし、これは誤りである。すべての国々には、高度文明的な要素と野蛮な要素—こうした表現が許されるならの話—が併存している。同様に、貨幣にも、金、銀、銅には、それぞれ固有な用途がある。すべての国は、この異なる要素を併せ持っているのである。例えば、金は高額取引に使用され、一部の人々に選好されるが、銀は多くの普通の人々が必要とする貨幣である。金は丘に例えられ、銀は平野に例えられる⁵²⁾。

以上のデュマの見解は、金本位制を望ましい通貨制度とする論者の中に散見される差別的な貨幣制度論への厳しい批判でもあった。

(ドイツ代表の意見)

イギリスおよび会議主催国アメリカ・フランス代表の立場と発言の他に注目されたのは、1871年に金本位制を導入して国際通貨体制に波紋を引き起こしながら、前回の会議に際してアメリカ政府の再三の出席要請を拒み、会議への参加を見送ったドイツ政府の立場と発言であった。ドイツ政府の主席代表はパリのドイツ大使館顧問ティールマン男爵であった。ティールマンは、フランス

代表の開会演説のすぐ後、つまり各国代表の先頭という順番を与えられた。

ティールマンは、1871年にドイツが採用した金本位制はこれまでのところ成功しており、国家統一前まではばらばらであったドイツ諸州の通貨制度を金本位制の下に統一し、新しい金貨を鑄造・流通させるとともに、古い銀貨を廃貨処分にして、金貨の流通量を増やしたことを紹介した。ティールマンは、ドイツ国内にオーストリアの銀貨を含む大量の古い銀貨が流通していることを認めたが、国内に金本位制への移行を批判する動きのあることについてはまったく言及しなかった。ドイツとしては、銀の価格を回復させる必要性を認めるが、アメリカとフランスが提唱する銀の自由鑄造ならびに国際銀本位制の創設には賛成できないと断言した。さらにティールマンは、ドイツが1871年に金本位制を採用して以来銀の売却を続け、それが銀の価値低下を導いたことを認めつつも、銀の自由鑄造を停止し古い銀貨を廃貨処分にするのを定めた法律の改定とラテン通貨同盟の銀の自由鑄造の停止の方が、銀の価値低落の主要な要因ではないかと述べている⁵³⁾。

以上から、ドイツが銀価格の回復に協力できることといえば、1879年におこなった銀の売却停止措置を当分の間続けること、銀の売却を再開する場合には、極力その売却量を抑え銀の供給過剰を防ぐこと、それ以外では、国内で銀貨の使用地域を拡大すること、5マルク金貨を流通から引き上げることとも可能であると結論した⁵⁴⁾。イギリスやオランダのように銀本位制を採用している植民地を持たないドイツは、単一金本位制こそ望ましい国際通貨体制であるという立場を明確に打ち出すことができたのである⁵⁵⁾。

(会議の帰結—アメリカ・フランス提案の採択持ち越し)

会議全体の討論を通して言えることは、複本位論者—アメリカ、フランス、イタリア、英領インドの代表—の主張が総じて具体的であり、市場原理によって生じる銀価格の低落を、通貨立法や政

府間協定によって安定化させ、市場における需給の大幅な変動のために著しい不利益を被っている人々を救済しようと考えていることである。また、望ましい通貨体制の検討に際しては、多面的な角度から通貨の本質や国際通貨体制の歴史的推移を考察して議論を展開している。これに対して、単一金本位制の長所と優位制を説く人々—イギリス本国、ドイツ、スカンジナビア諸国などの代表—は、ドイツの金本位制移行を契機に生じたヨーロッパ各国の金本位制採用の動きと銀価値の低落を市場原理による自然の成りゆきとして受け入れ、通貨立法や国際協定による銀価格の低落阻止には、消極的である。イギリス本国政府とドイツ政府の代表は、自国の単一金本位制を堅持すると明言し、自国内における中央銀行の銀準備量や銀貨の流通量を増やすことによって銀価格の低落を食い止めるための行動をとることには同意したものの、銀を放出するヨーロッパ諸国の動きが継続する限り、通貨立法や国際協定によって銀価格の傾向的低落に歯止めをかけることは困難であるとの判断を変えなかった。

結局、単一金本位制を支持する国々は、国際複本位制を成立させるのに必要な銀の自由鑄造再開の国際的申し合わせにも、金銀比価を固定するための国際的協定の締結にも応じないとの立場を貫いたので、会議ではアメリカ・フランス両国の提唱した国際複本位制設立提案は採択されなかった。こうした会議の結末は、銀価格の長期的低落に基づくイギリス本国と英領インドの利害対立の解消およびアメリカ国内を二分している「金銀論争」と通貨制度をめぐる対立の調整を、当該国に委ねることを意味した。国際間の協力と話し合いによる解決案は、退けられたのである。しかし、この二つの困難な問題は当事国だけで解決することができず、11年後の1892年11月に、またもやアメリカ合衆国の呼び掛けによる国際通貨会議が、パリからブラッセルに舞台を移して開催されることになる。

（1881年国際通貨会議の歴史的意義）

すでに見たように、この会議は、国際通貨体制の最重要課題—いかにして、国際市場における銀の価値低落に歯止めをかけ、国際通貨体制の安定を回復するか—をほぼ余すところなく議論しながら、主催国アメリカ・フランスによる提案、すなわち国際的な申し合わせや協定によって銀価格の低落を阻止し金銀比価の安定を達成しようという提案を採択できず、1878年の会議に続いて、その無力さを克服できぬまま閉幕した。しかし、1867年を皮切りに1892年まで、4回にわたって開催された国際通貨会議の中で、この会議の持つ意義は極めて大きかった。それは、会議期間の長さ、各国代表団の構成の多様さと代表メンバーの質の高さ、討議内容の濃密さ、会議に提出された資料の質の高さと豊富さに表われている。

会議期間は、1881年4月19日～7月8日までで、途中6週間の中断があったものの、実に13回を数えた（参加国15ヵ国）。1867年の第1回会議が、1867年6月17日～7月6日で8回（参加国20ヵ国）、1878年の第2回会議が、8月10日～29日で6回（参加国12ヵ国）、1892年が11月22日～12月17日で10回（参加国20ヵ国）と比較すれば、期間の長さや会議回数多さが抜きん出ていることが判る。これは、アメリカとフランスが提起した問題を参加各国が真剣に検討していたことを意味している。また、アメリカ、フランスの代表メンバーに複本位制を支持する論客が顔を揃えただけでなく、イギリス代表団の構成が変わり、英領インドの代表の出席が認められたため、審議内容に深さと広がりが生まれたのである。敷衍すれば、貴金属通貨（金銀）の使用が歴史的・文明論的観点からも議論され、銀価値の低落が続くなかで、銀本位制下の植民地インド住民の生活と租税を金本位国イギリスはどう処理するのかという問題が、重要課題として取り上げられたのである。このため、会議に提出された資料は良質で豊富となり、アメリカ、フランス、イギリス、英領インドの代表メンバーは、有力な経済閣僚や著名な学者、金融・銀行界などの専門家で占

められていた。

実質的な審議(第2会期)に入ると直ちに、フランス代表セルヌシは、直截に、この会議の成否は世界の金融大国であるイギリス、ドイツ、フランス、アメリカ合衆国の間で、合意が成立するかどうかにかかっていると述べた。さらに彼は、米仏両国は完全に意見が一致しているので、会議の成否を決定するのはイギリスとドイツの両国である。つまり、フランスとアメリカの国際複本位制提案に、イギリスとドイツの双方、もしくはいずれかが同意しなければ、提案は実現しないと明言した⁵⁶⁾。残念ながら、結果は彼の言う通りになったわけである。

(懸案事項の先送り—インドとアメリカの「銀問題」の帰趨)

会議の成否を握っていたイギリスとドイツは、いずれも単一金本位制を主張し、アメリカとフランスの共同提案に同意しなかった。しかし、イギリスとドイツは、貿易相手や投資先を異にしているため、「銀問題」に対する姿勢には明確な相違があった。周知のように、ドイツは銀本位制を採用している植民地を持たず、金本位制に移行したヨーロッパ大陸諸国とアメリカ合衆国を主な貿易相手にしていたので、銀価格の低落による影響をほとんど受けない「遅れてやってきたヨーロッパの大国」⁵⁷⁾であった。これに対してイギリスは、18世紀以来グローバルな貿易と投資のネットワークを作り上げてきた「世界規模の帝国」であり、銀本位制を採用している植民地インドは、その中枢であった。S. B. ソウル Saul は、そうしたネットワークを「多角的決済機構」という言葉で表現した。

ソウル教授によれば、1870～1914年の時期にイギリスが構築した複雑な「多角的決済機構」(図2を参照)は、インドがイギリス本国に支払う各種の債務、すなわち公債利子、購入物品の代金および帝国統治費 Home Charge によって機能していた⁵⁸⁾。なぜなら、インドの支払う債務総額は、イギリスが「多角的決済機構」において恒

常的に抱える膨大な赤字額の2/5に相当していたからである。このインドが、1873年以降銀価値の低落に直面していた。上記の債務のうち、イギリスが統治経費(「帝国主義的統治に要する費用」)としてインド住民に支払い請求する租税は銀で徴集され、ロンドンに送付されるインドの債務支払い総額のおおよそ1/2を占めていた。したがって、イギリス本国にとっても、インドにとっても、銀価格の安定、つまり金銀比価の安定は、焦眉の課題であった。なぜなら、銀価格の低落が進めば、イギリスがインドから受け取る債権の価値が減価するため、インド政府はインド住民から徴集する租税を引き上げねばならず、そうなれば、インド住民の反発を招くからである。このように、植民地インドの公債利子や統治経費の支払いに依存するイギリスは、銀本位制の植民地とは無縁なドイツのように世界の通貨体制を金本位制度に一元化すべきだとは言い切れなかったのである。イギリスの選択肢は、通貨としての銀の存続を容認しつつ、金本位制を漸次浸透させることであった。ここにイギリスとドイツの決定的な立場の違いがあったのである。しかしながら、イギリス本国代表は、最終的には単一金本位制の堅持を主張する金融勢力の中核＝シティとイングランド銀行の意見を尊重し、国際協定によって金銀比価を固定し銀に金と並ぶ世界通貨としての地位を与えようとする米仏提案に同意するには至らなかった。

(イギリスにおける不況の長期化と二つの勅命委員会の設置—不況原因の調査と対策の立案)

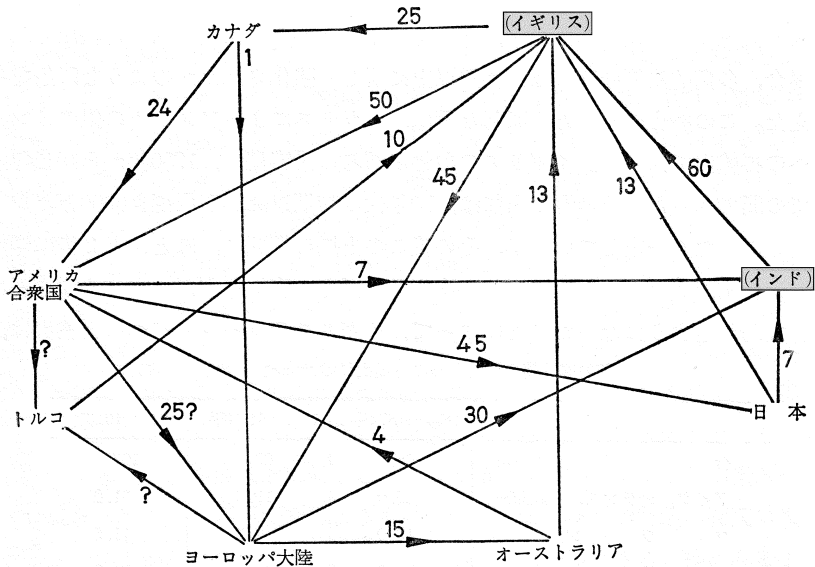
1881年の国際通貨会議を終えたイギリスには、1873年以降の不況がさらに重くのしかかっていた。国内では雇用不安が表面化し、労働者の社会主義運動が組織された。さらに、国内の経済的・政治的閉塞状況を対外膨張によって打開しようとするヨーロッパ大陸列強のアフリカ分割が開始され、いわゆるアジア・ルートの大動脈スエズ運河の買収とエジプト支配を狙うイギリスにとっては、不穏な状況が生じていた。お膝元のアイル

図2. 多角的決済機構（1910年時点）

1910年における連合王国の国際収支（単位＝100万ポンド）

借方＝赤字 (Debit)		貸方＝黒字 (Credit)	
アメリカ合衆国	50	インド	60
ヨーロッパ大陸	45	オーストラリア	13
カナダ	25	日本	13
海峽植民地	11	中国（ホンコン含む）	13
南アフリカ	8	トルコ	10
ニュージーランド	4	ウルグァイ	6
アルゼンチン	2	英領西アフリカ	3
合計	145	合計	118

1910年における世界の決済型



出所) ソウル, S. B (1980) 久保田英夫訳『イギリス海外貿易の研究』文真堂, p. 81 の第20表及び第2図. 上の決済型の数値は, 上の「1910年における連合王国の国際収支」のものである.

ランドでは、1870年代末から独立運動が激化し、イギリス人地主に対して土地の返還を求めるアイルランド小作人の運動が展開されていた。1870年代末から1880年代後半にかけてのイギリスは、まさしく内憂外患であった。政権も極めて不安定であった。1885年6月から1886年7月までの1年余りの間に、4度一自由党のグラッドストーン内閣と保守党のソールズベリー内閣がそれぞれ

2度一政権が入り代わった。これは、近代イギリス政治上、未曾有の事態であった。

この多難な時期に、イギリス議会は後世に知られた重要な2つの勅命委員会を設置したのである。「産業と貿易の不況に関する勅命委員会」⁵⁹⁾（以下では、「大不況調査委員会」と略記する）と「近年の貴金属の相対価格の変動に関する勅命委員会」⁶⁰⁾（以下では、「金銀問題調査委員会」と

略記する)がそれである。この二つの委員会が重なり合うようにして設置されたことは、1873年以来恒常化していた銀の価値低落に基づく金銀比価の変動と産業全体を覆う長期不況とが絡み合っていたこと、そして速やかにその因果関係を解明し解決策を講ずる必要に迫られていたことを示すものである。「大不況調査委員会」は1885年7月28日に、「金銀問題調査委員会」は1886年9月20日に、ソールズベリー保守党内閣によって、それぞれ立ち上げられたが、以下に見るように、「金銀問題調査委員会」は、「大不況調査委員会」の第三次報告書の提言に基づいて設置されたものである。したがって、二つの委員会の調査報告と政策提言を切り離して考えることはできない。

当時複本位制の採用の必要性を説き続けていたR. バークリー **Barclay** は、彼の著書の中で、この二つの勅命委員会の設立の経緯を次のように記している。

1885年から1886年にかけて、銀価格が急落したのをうけて、「大不況調査委員会」が設置された。この委員会は、不況の原因の中で、金銀比価の変動が重要な要因であると結論せざるをえなかった⁶¹⁾。そして、この委員会の勧告に従い、金銀比価の変動を調査するために、もう一つの委員会、すなわち「金銀問題調査委員会」が設置されることになった。

B. H. ブラウン Brown は、「大不況調査委員会」の設置をめぐる経緯について、立ち入った考察を加えている。ブラウンによれば、この委員会の設置とその最終報告書は、公正貿易運動 **Fair Trade Movement** と密接に結びついている。ドイツやアメリカ合衆国などの急速な工業化と保護主義政策の採用に対応するため、イギリスの従来自由貿易政策の見直しを主張する公正貿易論者の多くは保守党に所属しており、かねてから長引く不況についての原因調査を要求していた。これに対して、自由党の長老コブデンらは、貿易とは自然の力によって決まるものであり、調査の必要はないとして、委員会の設置に反対した。「短命内閣」

(1886年2月に成立し、同年7月に総辞職)と言われた第二次グラッドストーン内閣は、コブデンらの意向を汲んで委員会の設置を見送ったため、ソールズベリー内閣に交代してから、保守党の賛成多数で設置された。ちなみに、ソールズベリー内閣の閣僚のうち、6人が公正貿易運動に共鳴していた⁶²⁾。

また最新の研究では、レティ **Steven P. Reti** が、二つの勅命委員会の設置について、興味深い動きのあったことを披瀝している。レティによれば、1885年に、インド政庁はインド省大臣 **R. チャーチル** に書簡を送り、インド財政は銀の価値下落によって自由が効かない状態であると訴えた。そして1886年1月に、インド政庁はイギリス政府に対して、国際複本位制の採用を再検討してほしいと要請した。チャーチルはインド政庁の要請に応じ、国際的な協定を締結して金銀比価の安定に努めるよう大蔵省に働きかけたが、大蔵省はそれを拒否した。この間に、目まぐるしい政権の交代があり、1月に「公正貿易運動」と「金銀問題」に前向きであったソールズベリー内閣が退陣し、2～6月はグラッドストーン「短命内閣」、7月にソールズベリー内閣が再登場した。ランカシャーの製造業者と「複本位同盟」は、復帰したソールズベリー保守党内閣に二つの勅命委員会の設置を働きかけ、その設置を認めさせた。チャーチルは、このソールズベリー内閣で大蔵大臣に就任し、「金銀問題調査委員会」の設立に積極的役割を果たしたと言われている⁶³⁾。

「大不況調査委員会」の最終報告書(多数派意見)は、公正貿易運動の主張を裏付けるものであった。ここでは、銀の価値低落ならびに金銀比価の変動と関連する限りで、「大不況調査委員会」の最終報告書について言及するにとどめたい。最終報告書の多数派意見は、分析対象を、貿易と産業の全体に等しく影響を及ぼす4つの産業、すなわち鉄鋼、繊維、農業、造船・海運に絞り込み、イギリスの貿易と産業が長期の不況に見舞われていることを確認した上で、その主な原因は、諸外

国の関税や政府奨励金による産業保護、制限的な通商政策の実施によるものであるとしている。この分析結果は、公正貿易運動の主張を正当化するものであった。もう一つ不況の重要な要因として挙げねばならないのは、物価の長期にわたる低落であり、これが企業を圧迫し畏縮させているとの指摘がなされた後で、この物価の低落は貨幣価値の上昇に基づくものであるとの結論を下している⁶⁴⁾。そして最終報告書は、貨幣価値の上昇による物価の低落については、第三次報告書⁶⁵⁾において、速やかに独立の委員会を設置して調査をおこなうよう提言したので、「大不況調査委員会」では立ち入った調査を差し控えたと断っている。「金銀問題調査委員会」の結論—インドの通貨制度の早期改革

「大不況調査委員会」の提言を容れて、1886年9月20日に設置された「金銀問題調査委員会」は、A.バルフォア(1902～5年、首相)、J.チェンバレン(1895～1902年、植民地相)—自由党が分裂したため途中辞任—などの有力議員を含む14名の委員を軸に精力的な調査活動をおこない、三部からなる最終報告書を作成した⁶⁶⁾。第一部は12名の委員全員の署名による報告で、銀の価値低落と金の価値上昇に関して、複本位論者によって指摘された主要な事実と弊害の存在が確認されていた⁶⁷⁾。第二部は、6人の委員の署名による報告で、そこでは確認された弊害を認めつつも、複本位制の採用には賛成できないという意見が表明されていた⁶⁸⁾。第三部は、残りの6名の委員の署名によるもので、複本位制の採用に賛意を表わすとともに、複本位制の導入に反対する議論に答えたものである⁶⁹⁾。つまり、委員全員が、銀の価値下落による金銀比価の絶えざる変動が経済全体に深刻な弊害を及ぼしていることを認めながら、その解決策については、意見が分かれたのであった。

そもそも「金銀問題調査委員会」に与えられた課題は、近年の金銀の相対価値の変化の原因を調査することであった。具体的には、金銀比価の変

動が、(1)銀の価値下落によるものか(2)金の価値上昇によるものか(3)これら二つが重なり合ったことによるものかを明らかにすることであった。委員会は、金銀比価の変動は銀の価値下落によるものと結論し、金銀比価の変動が次の二つの領域における実際の業務に対して、どのような影響を及ぼしているかを調査することになった⁷⁰⁾。

①インドについて：(a)インド政府の送金について(b)インドと取引関係のあるインド在住のイギリス人について(c)インドの生産者、商人、納税者について

②イギリス本国について：(a)イギリス本国と銀本位国との貿易について(b)イギリス本国と外国との貿易全般について(c)イギリス本国の国内交易と産業について

結論を先取りすると、金銀比価の変動の原因は、1873年以来の銀の価値下落によるものであり、その影響は、後にみるように、イギリス本国の一部の産業ならびに金融の関係者、インド統治関係者(軍人、官僚など)に及んでいるが、最大の問題は、金銀比価の変動に適切な対応をしなければ、近い将来インドの全住民の経済生活を著しく困窮化させる可能性があるという点にあった。これは、1881年の国際通貨会議において英領インド代表が詳細な資料を付して指摘していたことである。「金銀問題調査委員会」の調査結果は、その点では、新味に乏しいと言える。

(銀の価値下落の原因)

これまでの議論と重なるところが多いが、委員会の最終報告書に示された主な調査結果を確認しておこう。冒頭で、16世紀に遡って金銀の生産量と金銀比価の推移に触れ、金銀の生産量比率は、1848年のカリフォルニアでの金鉱発見後の時期を除くと、おおよそ1対19、金銀比価は18世紀中葉以来1対15であったことが示される。そして、1873年以降ロンドン市場における銀価格の大幅な下落が見られること、すなわち銀1オンス当たりの価格が、1873年の59 1/4dから1886年の42dへと、ほぼ30%も低下している

ことが強調されている。この銀の価値下落の原因は、主として次の5つである。①アメリカの銀鉱山からの銀の供給量が増大した②1873年から1878年にかけて、金本位制に移行したドイツが廃貨処分にした銀の売却をおこなった③ドイツの銀の自由鑄造の停止およびラテン通貨同盟とオランダの銀の自由鑄造停止により銀の需要が減少した④イギリス本国がインド政庁宛に振り出す手形が増大したことにより、インドへの金の現送量が削減されたため、アジアからの銀需要が減少した⑤複本位制を採用しているラテン通貨同盟諸国（フランス、イタリア、スイス、ベルギー、ギリシャ）の造幣局が銀の受け入れを停止し、固定比率でおこなわれていた金と銀の交換が崩壊したことによる⁷¹⁾。

これらの原因の中で、ラテン通貨同盟諸国の銀の自由鑄造停止により、造幣局が1対15.5の固定比率でおこなっていた銀の買い入れを中止したことが、銀の市場価格の変動幅を従来の固定比率から著しく乖離させるに至った主要な要因であることが指摘されている。金銀の関係は、長期にわたり、法律（1803年のフランス通貨法と1865年のラテン通貨同盟の協定）で定めた比率（1対15.5の金銀比価）の存在により、実際の市場価格の変動が、固定比率と乖離することなく統御されていた。1870年までの金銀比価の安定は、上述のような通貨法や国際的協定があったからこそ達成できたのである⁷²⁾。

（銀の価値下落の影響—インドの「特別な立場」）

上述したように、最終報告書では、銀の価値下落に基づく金銀比価の変動が実際にどのような影響を及ぼしているかを、三つの項目を立てて分析している。すなわち、(1)金銀比価の変動の影響⁷³⁾ (2)銀の価値下落の影響⁷⁴⁾ (3)インドへの影響⁷⁵⁾ の三項目である。最終報告書は、この三項目について、(1)(2)は、通貨基準を異にするすべての国々との通商関係について、一般的に考察したものであるが、(3)は、インドという「特別な立場」**exceptional position** を有するがゆえに「特殊な

形で」**in a special manner** 影響を受ける国を、他の国々のケースとは切り離して、「特別なケース」**special case** として論ずることにしたいと述べている⁷⁶⁾。

それでは、インドが有する「特別な立場」とはどのような意味なのか。それは、インドの通貨体制が銀本位制であるのに、その政治的関係と大半の通商関係の相手が、金本位国のイギリスであるということを示している。換言すれば、インドとイギリスの関係は、主権国家相互間における一般的な通商関係に還元できないという意味である。インド政庁がインド住民に課している租税は、銀ベースで徴集されているが、その支出の大部分は、「宗主国」イギリスへの支払いであり、それは金でおこなわれていた。したがってインド政庁は、毎年イギリスへの債務支払いのために、銀での受け取りの大部分を金に兌換しなければならない。この兌換操作は、インドでは銀貨ルピーで支払いのできる金為替をロンドンで売却することによっておこなわれていた。インド住民から徴集される租税収入 **land revenue** は、インドの歳入の1/2を占めており、支払いは銀をベースにしている。この租税は、一部は恒久的に、残りはかなり長期にわたって固定されているため、インド政庁による租税の突然の引き上げには強い反対と抵抗が予想される。従来、金銀比価は1対15.5で安定していたので、上述の兌換操作に支障はなかった。しかし、近年の銀価値の大幅な低落傾向は、インド政庁に対して、より多くの銀による支払いを迫ることになる。銀の絶えざる価値下落は、インドとイギリス本国の関係を極めて難しくしている。なぜなら、銀の価値下落は将来にわたって続くものと考えられるので、インド政庁には、毎年どの程度の追加的ルピーの支払いが必要になるのか不確定だからである⁷⁷⁾。

さらに、銀の価値下落は、インドに勤務し銀で給与を支給されているイギリス人の公務員、軍人や年金受給者の本国送金についても、またインドとの金融業務に携わる金融・銀行業者の契約にも

不利益をもたらしている。銀の価値下落と金銀比価の変動は、イギリスの伝統的輸出産業であるマンチェスターの綿工業にも影響している。銀の価値下落による輸出価格の低下がインドの綿製品の輸出競争力を高め、世界各地の市場でマンチェスターの綿製品に脅威を与えている。さらに、イギリス人投資家によるインドへの投資も、銀の価値下落によるインド側の債務負担増が予想されるため、インドの鉄道を中心とする新規公共事業の計画が頓挫している⁷⁸⁾。そして、最終報告書では伏せられているインドの「特別な立場」、すなわち膨大なイギリス国際収支の赤字の4割を補填する特別な国であることを想起すれば、「金銀問題調査委員会」の調査と解決策の中心がインドに置かれていることに得心がいくであろう。

以上見たような事態を解決するには、銀の価値下落を速やかに食い止め、金銀比価を安定させることが必要である。しかし、この目的を達成するために「金銀問題調査委員会」が提言した解決策は、すでに見たように、二つに分かれた。第一の提言は、通貨としての銀の使用拡大を主要国に要請するという微温的な方法である。第二の提言は、インドを含む「金融大国」間で妥当な金銀比価を定めて協定を結ぶ国際複本位制の採用—イギリスの伝統ある金本位制の「改革」—に踏み切る方法である⁷⁹⁾。この第二の提言は、以下に見るように、従来にないタイプの社会運動と深く関わっていた。

(イギリスにおける複本位運動の台頭—「社会運動」による金本位制への挑戦)

委員会の設置に際して若干の政治的判断や思惑が働いたとはいえ、保守党のバルフォア内閣が、「大不況調査委員会」と「金銀問題調査委員会」という二つの勅命委員会を立ち上げたのは、当時のイギリス国民の問題関心と意向を配慮したからである。しかし、不況の原因と思われる競争相手国のイギリス製品排除のための攻撃的で差別的な関税障壁や不況による失業・低賃金などの労働条件の悪化といった目に見える事象を取り扱う「大

不況調査委員会」と比較すると、「金銀問題調査委員会」の散り扱う通貨問題は、一般的国民には分りにくいように思われる。なぜなら、通貨問題は、従来一般的国民の日常生活に関わる「社会問題」ではなく、高度な専門的知識を持つ人々に関わる問題であると考えられ、勅命委員会ではなく、特別委員会に取り扱われてきたからである。したがって、通貨問題を取り扱う「金銀問題調査委員会」が勅命委員会として設置されたのは、極めて異例であると言える。この異例な事態は、どうして生じたのだろうか。それは、ソールズベリー内閣によって、通貨問題が勅命委員会の取り扱う「社会問題」としての性格を帯びていると判断されたからである。つまり、不況の一因として挙げられた物価の長期的低落と銀の価値低落・金銀比価の変動との関係についての関心と理解が、一般の人々の間に、日常的問題として意識されるほど浸透しているとみなされたからである。このように、通貨問題が「社会問題」として取り扱われるという前例を見ない事態の出現は、1880年代初頭から1890年代中葉にかけて展開された複本位運動とその社会的影響力に着目することによって、はじめて理解できる。

複本位運動は、1873年以降続く銀の価値下落と金銀比価の変動によって不利益を被る人々を主体にして、1880年前後から1890年代中葉までをピークに展開された。運動に参加した人々は、特定の階級や職種の枠を超えて幅広い層にまたがっており、運動の形態は自然発生的で多様で、言論活動と文書の出版活動が主導的役割を果たしたために、マスメディアが重要な役割を果たし、運動の範囲は一国に限られなかった⁸⁰⁾。

(運動の発生源)

運動は同時多発的であり、発生源は三つに大別される。第一の発生源は、農産物価格の低落と輸出不振に見舞われた農業関係者、綿織物工業経営者を中心とするマンチェスターの製造工業経営者、金融貿易業者それに労働者である。なかでも、金銀比価の変動による打撃が大きかったのは、マ

ンチェスターの綿工業経営者であった。マンチェスターの綿製品は銀本位制を採用しているインドを中心にしたアジア市場で割高になり輸出が停滞する一方、新興のインド綿工業が銀の価値下落による為替レート面での有利を活かして、アジア市場での輸出を伸ばし始めた。こうなると、ランカシャーの綿織物工業経営者と労働者は、厳しい競争による収益の低下と労働条件の悪化に遭遇し、銀価値の低落阻止と金銀比価の安定を強く求めざるをえない。第二の発生源は、イギリスのインド統治関係者（インド政庁に所属する裁判官、文官、軍人その他）である。彼らは給与や退官後の年金を銀で支払われ、それをイギリス本国に送金し、金と交換していた。したがって、銀の価値下落に伴う金銀比価の変動に遭遇すると、その収入は目に見えて減価する。となれば、彼らの要求するところも、マンチェスターの人々と同様である。そして、第三の発生源は、イギリスの金融政策の決定に参画するイングランド銀行の理事やロンドン＝シティの有力銀行家ならびに国会議員、インド統治に関わるインド省やインド政庁の高級官僚、そして大学教授などの知識人である。このグループに属する人々は、数こそ少ないが知名度が高く、1867年から3回にわたって開催された国際通貨会議に出席したり政府の金融問題調査委員会などに名を連ねた経験を持っていた。彼らは、そうした経験を通して、銀が金と並ぶ世界通貨として広く利用されていることを認識し、また増え続けるイギリス国際収支の巨額な赤字の決済を銀本位制下のインドがイギリス本国に支払う統治経費に依存していることを十分に承知していた。また、銀の価値下落と金銀比価の変動は、1871年のドイツの金本位制への移行に端を発しており、数多くの銀本位国が短期間のうちに銀の自由鑄造停止や廃貨措置をとったために世界の通貨ベースが不足してしまったことに基づいていると考えるようになった⁸¹⁾。

(運動の指導者群像と社会的性格)

銀価格が急落したのをとらえて1880年頃から

運動を開始したこれら三つのグループは、早速1881年に「国際通貨体制協会」International Monetary System Association というややアカデミックな響きのする名称を付した組織を結成し、その初代会長には元イングランド銀行総裁で1878年の国際通貨会議のイギリス代表を務めたギブズが就任した。これは極めてショッキングな事件であり、その反響は国際的であった⁸²⁾。なぜショッキングであったのか、ギブズは、1878年の国際通貨会議で、通貨としての銀の使用拡大と復活を提唱する複本位論に反対し、「イギリスは1816年以来続けてきた金本位制を堅持する」と発言した元イングランド銀行総裁であった。その権威あるイギリス政府代表が、会議後間もなく複本位論に帰依し、しかも国際複本位制の設立を目指す大衆的な運動組織の最高責任者の地位に就いたからである。衝撃はこれに止まらなかった。元大蔵大臣で金融界からの信頼が厚く、1876年の「金銀問題特別調査委員会」の委員長を務め、ギブズと同じく1878年の国際通貨会議のイギリス政府代表であったゴーシェンが、現実世界で銀の果たしている役割を考慮すると国際通貨体制を単一金本位制にすることには無理があるとの立場を公にしたからである⁸³⁾。

イギリス金融界の頂点までのぼりつめ、国際的にも名を知られたこの二人の他に、運動で指導的役割を担った人物は数多い。その筆頭は、シティで有数の銀行家ロスチャイルドである。通貨としての銀が果たす役割を認め、1892年の国際通貨会議で複本位制の設立を擁護し、イングランド銀行の理事達にも影響力を及ぼした。富裕な綿工業経営者でマンチェスター選出の国会議員となり、「金銀問題調査委員会」の委員に任命され、1892年の国際通貨会議でイギリス政府代表を務めたホールズワース卿も、多彩な社会活動で世に知られたメンバーの一人であった。同じく国会議員のハウエル G. Howell は、「統計協会」の特別会員でもあり、金銀問題に関わる多くの著書を発表して運動に貢献した。なかでも、1890年に出版し

た Gold and Silver Commission (脚注引用文献) は、「金銀問題調査委員会」の膨大な報告書を、150頁足らずの小冊子にまとめて一般読者向けに提供した「複本位同盟」の貴重な啓蒙書であった。また『金銀問題』(脚注引用文献、1890年刊)の出版によって多くの読者を獲得し、運動に貢献した R. バークリーは、学者ではなく実業界の人(マンチェスターの貿易業者)であった。彼は、「金銀問題調査委員会」にも証人として喚問され、自らの業務内容を詳細にわたって証言している⁸⁴⁾。彼は、自分がインドに輸出してきたマンチェスターの工業製品が銀の価値下落による為替レートの悪化で輸出が困難になっていると証言し、金銀比価の変動を解決する方策としてインドに金本位制を導入することの是非を問われた際には、「導入に断固反対である」と明言した⁸⁵⁾。この他では、ケンブリッジ大学のシジウィック、ロンドン大学のフォクスウェル、エジンバラ大学のニコルソンなどの著名教授が、著作を通して、運動の一翼を担った⁸⁶⁾。インド統治に関係している人々は、こうした複本位論者によるインドの通貨問題の著書や宣伝文書・パンフレット・雑誌の論説に影響された。複本位論者は、インド人の商人や産業経営者が、インド国内で使用されている銀ルピーを支持しているといった紹介記事を印刷物に掲載し、複本位運動が国際的な基盤に立っているという印象を与えるのに成功した。

運動で異彩を放っていた人物として、モーズリーの名をあげねばならない。彼は、保守的な熟練紡績工組合 Amalgamated Association of Operative Cotton Spinners の書記長(1878～1902年)であった。彼が「複本位同盟」の活動的なメンバーとして知られるようになったのは、1880年代である。1885年に彼が創刊した労働者の新聞 Cotton Factory Times は、発行部数が通常で5万部、多い時で10万部と見積もられ、当時この種のものとしては最大の発行部数であった。この新聞が注目を集めたのは、複本位制を支持する論説を多数掲載し、通貨問題・複本位問題を労働者や

庶民にとって日常のごくありふれた問題として取り扱ったからである。ランカシャーの多くの労働者が、通貨問題に関心を持ち、複本位制を支持したのは、モーズリーの運動によるところが大きかった。

(複本位運動の高揚—1886年「複本位同盟」の結成から1889年『タイムズ』誌上での金銀論争へ)

1881年に「国際通貨体制協会」が結成され、「協会」は著書や各種文書の発行、講演活動などを通じて、銀の価値低落と金銀比価の変動が引き起こす問題の啓蒙に努めた。運動の指導部は、この問題を解決するためには、金銀比価を固定し、それを国際的協定すなわち国際複本位制によって維持する以外にないとの結論に達し、「協会」の名称を「複本位同盟」へと変更した。そして、「同盟」の運動を背景に、政府(とくに大蔵省とインド省)、イングランド銀行、シティの有力者など国際金融政策の決定に関わる人々への働きかけを強めていった。この運動に理解を示したのは、グラッドストーンの率いる自由党内閣ではなく、ソールズベリーが主導する保守党内閣であった。ソールズベリー内閣が、「大不況委員会」の設置に止まらず、「金銀問題調査委員会」の設置に踏み切り、しかも、その委員の半数近くを複本位制支持者にして発足させたのは、保守党の有力者バルフォア(後の首相)や R. チャーチル(後のインド担当大臣、大蔵大臣)などが、複本位制の有効性を認めたからである。これには、「同盟」の指導者であり、イギリス金融界の頂点に立っていたギブズ、ゴーシェン、イギリス産業界を代表する国会議員ホールズワース、H. チャップリンらの存在と影響力が作用していた。

1886～8年にかけて発表された「大不況委員会」と「金銀問題調査委員会」の報告書は、国民の間に複本位運動の主張の正当性を普及させる効果があったが、報告書が専門的で大部のものであったため、読者層が限られていた。これに対して、1889年早々に「同盟」の指導者 H. チャッ

プリンが仕掛けた『タイムズ』誌上での「金銀論争」は、イギリスを代表するマスメディアを舞台にして展開され、多くの有力者や著名人が参加したうえに、以下に紹介するようなセンセーショナルな話題をも提供したので、通貨問題がイギリス社会を二分する問題になっていることを全国民に知らせる効果があった⁸⁷⁾。

H. チャップリンは、農業界を代表する国会議員で、1886～92年まで農務省長官を務め、「金銀問題調査委員会」の委員にも任命された複本位運動の行動的メンバーとして知られ、この時期には複本位の支持者を拡大するための地方への講演旅行をおこなっていた。1889年初頭にチャップリンは、『タイムズ』がウェリントン公は、銀を法定平価にすることに強く反対していたという記事を掲載したことを捉えて、事実は逆であるという内容の原稿を同誌に寄せた。これをきっかけにして多くの金本位論者がチャップリンを批判するための寄稿を始め、華々しい論争が展開された。論争は、1890年初めまで継続した。複本位を支持する側では、ケンブリッジ大学経済学担当教授のA. マーシャルが条件付きで複本位を支持するとの原稿を寄せた外に、フォックスウェル、ニコルソンの両教授も、複本位の方が理念性の強い金本位よりも実際的であるという論旨の原稿を寄せた。イングランド銀行理事のH. R. グレンフェル、マールボロ公爵なども寄稿者に含まれていた。特筆に値するのは、1881年の国際通貨会議のフランス代表セルヌシが1889年9月に寄せた書簡である。セルヌシは、1878年国際通貨会議のイギリス代表を務め当時の保守党内閣の大蔵大臣であったゴーシェンに対して、国際的な銀価格の安定に貢献した最優秀懸賞論文の審査を引き受けてくれるならば、自分はその論文執筆者に1万フランの賞金を提供すると提案した。この提案は、英仏海峡にまたがる国際的な話題になった。ゴーシェンは丁重にこの申し出を断ったが、当時の著名な人々は、この論争にますます惹き付けられた。

金本位制支持者の側では、長年商務省の幹部を務め、「統計協会」の会長で数多くの著作を発表し国際的にも著名なR. ギッフェン Giffen が筆頭に挙げられる。しかし、ギッフェンの主張は従来の金本位論を大雑把にまとめたものという印象を与えたようである。話題になったのは、むしろプレイフェア卿が1889年2月に「国民自由クラブ」の政治経済学シリーズでおこなった講演であった。この講演の主要論点は、不況の原因とされている物価の低落が、金貨幣の価値上昇によるものではないという点にあり、とくにアメリカの小麦価格の低落は労働生産性の向上や鉄道の普及などによるものであり、アメリカの複本位運動の中心勢力である農業関係者は、農産物保護の関税を要求する代わりに、農産物価格の引き上げに好都合な複本位制による銀貨幣の復活を要求していると断じたところにインパクトがあった。複本位運動は農業関係者の個別的利益を守るための運動であるというのがプレイフェア卿の言わんとするところであった。『タイムズ』は、このプレイフェア卿の講演を肯定的に取り上げたのである。

(『タイムズ』誌上論争の限界—国際通貨体制におけるイギリスとアメリカの立場の違い)

『タイムズ』誌上の金銀論争が、通貨問題の重要性を国民に周知させる役割を果たしたことはまちがいない。しかし、イギリスの抱える通貨問題の核心は、大幅な銀の価値下落によって、銀本位制を採用しているインドの資産価値が著しく低落し、そのインドから減価する銀で支払われる植民地統治費用にイギリス国民が依存しているという事実にあった。『タイムズ』を舞台に展開された華々しい論争は、貨幣としての金銀を理念的に論ずる傾向があり、問題の核心を衝くまでには至らなかった。

以上見たように、複本位運動が広範な国民の関心と支持を獲得していく一方で、1884～6年に銀価格が再度急落を始めると、インド政庁内部には、銀価格の低落を国際的協定、すなわち国際複本位制によって食い止めることは難しいとの判断

が浮上し、イギリス本国政府に対して、インドに金本位制を導入することを認めてほしいとの要請がおこなわれるようになった⁸⁸⁾。言うまでもなく、インドに対する財政・金融政策を審議決定するイギリス本国政府やイングランド銀行の理事それにシティの有力者の間では、依然として単一金本位制論が多数を占めていた。しかし1880年代中葉以降、イギリス本国政府は、インドが直面する財政・金融問題について、強力な社会運動を背景に国際複本位制の設立によって問題を解決しようとするグループ（少数派）と、銀の価値低落を国際協定によって食い止めるのは困難と見て、インドに金本位制を導入することで問題の解決を図ろうとするグループ（多数派）とに二分されることになった。ここで想起すべきことは、銀の価値下落と金銀比価の変動によって直接的な被害を受けるのはインド住民であり、イギリス国民は間接的な被害者であるということである。換言すれば、銀価値の低落は、1870年代初頭から始まったヨーロッパ（イギリスとドイツ）の主導する金本位制の国際的普及に起因するものであり、伝統的な銀本位制を維持するアメリカ大陸（アメリカ）とアジア大陸（インド）が、浸透してきた金本位制の衝撃に曝されていたのである。しかし、インドは1877年に公式にイギリスの植民地として大英帝国に組み込まれ、その通貨主権はイギリスによって剥奪された。したがって金銀問題に主体的に取り組めるのは主権国家アメリカであり、インドの命運はイギリスに委ねられていた。その証拠に、銀の価値低落と金銀比価の変動による国民の苦境を克服するために、ヨーロッパの先進諸国に対して1878、1881年の国際通貨会議の開催を呼びかけたのはアメリカであり、イギリスは招待される側であった。したがって、金本位制の普及と銀の価値低落の帰趨を確認するためには、1880年代末から1890年代初頭のアメリカの状況を考察しなければならない。

3. 1892年国際通貨会議の歴史的意義—国際複本位制の設立をめぐる最終的攻防とその帰結—

3.1 1880年代～1890年代初頭のアメリカ経済—金本位制の浸透、工業化・都市化の進展と農業の苦境

（アメリカの「大鉄道建設時代」と土地ブームの崩壊）

1881年の国際通貨会議に参加した国々の大半は、銀の価値低落と金銀比価の変動が、各国経済と国際貿易に弊害をもたらしていることを認めながら、その解決を目指すアメリカとフランスの提案—金銀比価を従前の1対15.5に固定し、主要国間の協定によってそれを維持する国際複本位制の採用—には同意しなかった。イギリス・ドイツの両国が提案に同意しなかったことが、会議の帰趨を決定したと言えるだろう。提案が同意を得られなかった主な理由は、①1対15.5という金銀比価は、1870年代初頭までのものであり、市場の実勢レートに比べて銀を著しく過大評価しているとみなされたこと②複本位制もしくは銀本位制を採用している国々が金本位制に移行する意向を有する限り、金銀比価に関する国際的な協定が長期間維持される可能性は低いとみなされたことにあった。会議は、1881年7月8日の最終会期で、長期の中断が必要であるとの結論に達し、各国は会議で検討された問題を持ち帰り、十分審議を尽くしてから、1882年4月に再度会議を召集することを決議して散会した。アメリカとフランスは、会議終了後しばらくの間、イギリスやドイツなどと会議の再召集に向けて折衝を重ねたが、不成功に終わった。

アメリカはこうした会議の結果に失望したが、1880年頃から始まった「大鉄道建設時代」によって、国内市場の急速な拡大が実現し、国内経済が活況を呈したため、その挫折感が癒されることになった。大陸横断鉄道の建設を進めながら西部のフロンティア（辺境）開拓を主導する鉄道会社や土地投機家、開拓地域の土地の購入に意欲を示す

農業経営者・自営農民などによる「西漸運動」—国内市場の「内延的拡大」に他ならない—は、爆発的な資金需要を産み出した。この資金需要に応えたのが、東部の銀行とイギリスのマーチャントバンカー・投資銀行であり、鉄道会社、新聞、官公吏がブームを煽った。その結果、西部開拓地域の土地の価格は急騰した。

(土地ブームの崩壊とポピュリズムの出現)

しかし、この土地ブームは、1887～8年に、西部(カンザス州)の早魃と農産物価格の上昇が頭打ちになったことが引き金となって崩壊した。このブームの主な被害者は、農業経営者と自営農民であった。彼らは、ブームを主導し演出した人々—鉄道会社、土地投機業者、銀行業者、新聞などのジャーナリズム—に対する怒りを露わにし、急速な工業化と都市化によって無垢な農民と農業社会を破壊・蹂躪するアメリカ社会の改革を要求する運動を展開した。1880年代末から西部と南部を拠点に台頭したポピュリズムと呼ばれる農民の大衆的な社会・政治運動がこれである。

(アメリカ農業の特徴とポピュリズムの関係)

ポピュリズムは、ヨーロッパの伝統的な農業とは著しく異なる「新大陸」アメリカ農業の破綻に伴って生じた特徴的な運動であった。一般的に言って、ヨーロッパの伝統的農業は、土地は狭く高価で、労働力は豊富で安価であり、いずれも流動性に乏しい。その農村生活は、前資本主義的、伝統指向的であり、慣習と協同行動を前提にした共同体が基盤をなしている。これに対して、アメリカの農業は、土地は広く安価で、労働力は稀少で高価であり、いずれも流動性が高い。アメリカでは、建国後間もなく、農民が絶えず新しい土地を求めて西部へ移動するため、土壌や土地の耕作についての関心が低く、手に入れた土地への執着心も薄いので、土地の売買が頻繁であった。さらに、農産物の生産は市場志向的で、機械への依存度が高い単作粗放農業であった。したがって、農民は、銀行や金融業者から日常的に資金を借り入れ、営利的精神に支配されている。端的に言えば、

「借金に苦しむ田舎の小企業家」が19世紀アメリカ農民の実像であった。このため、アメリカの農村には、ヨーロッパ的な共同体が成立せず、農村といっても、企業家的精神を有する個人主義的で流動性の高い農民の集合体という色彩が強かった⁸⁹⁾。

(ポピュリズムの二つの潮流—「夢想派」と「現実派」)

ところで、ポピュリズムには二つの潮流が認められる。一つは、自由主義的市場原理に基づく工業化と都市化の流れを阻止し、アメリカ建国の父祖である質実剛健な独立自営農民の再生を希求するものである。ここでは、「夢想派」と呼んでおこう。具体的には、土地、交通、金融などの重要問題の解決策として、自営農民の保護育成のための政府による土地の提供、運輸通信機関の国有化、農業資金に対する政府支援などの改革案を提唱した。この改革案は、社会主義的な色彩を帯びており、現実味に欠けるところがあったため、少数の急進派に受け入れられるに止まった。もう一つは、土地ブームの崩壊による農民の経済的困窮を速やかに救済し解決しようとする「現実派」の流れである。建国以来銀本位制に馴染み、銀行から比較的容易に資金を借り入れ、新規に土地を購入し程なく転売することによって収益をあげてきた企業家的なアメリカ農民にとって、1873年の銀貨鑄造の停止と金兌換に基づく銀行券の発行を定めた法律は、諸悪の根源であると考えられた。それは、旧宗主国イギリスの強大な金融勢力と連携した東部の銀行家による通貨収縮政策であり、1870年代初頭以降顕著になった銀の価値低落は、農民のみならず多くのアメリカ国民の資産の減価と債務負担の増大をもたらした元凶であった。第三党として旗揚げしたポピュリスト党が、農民の社会的救済のみならず、アメリカ経済の再建を実現するためには、広い範囲にわたる人々の支持を獲得する運動を展開する必要がある、それには「銀の無制限自由鑄造運動」(以下では、「銀運動」と略記する)を基軸に据えるべきである。これが、

「現実派」の到達した結論であった⁹⁰⁾。

3.2 1892年国際通貨会議の開催経緯

「大鉄道建設時代」の土地ブームの崩壊は、ポピュリズムを出現させるとともに、アメリカの抱える通貨問題を再燃させた。1880年代末からの不況は、物価の低落、とりわけ農産物価格の低落をもたらし、これが農業経営者と農民の怒りと不満を噴出させた。中西部および南部の農業経営者と農民は、従前から銀本位制に基づく取引をおこなってきたが、1873年の金兌換制の導入と銀貨の鑄造停止を定めた法律の実施は、銀をベースにしてきた彼らの経済活動を著しく制約するものと受けとめていた。彼らは、1873年通貨法に抗議して、政府による一定量（毎月40～80万ドルの範囲）の銀の買い入れと財務省による法定平価としての銀貨の鑄造を定めた「ブランド＝アリソン法」を1878年に制定させることによって、金本位制を押し進める東部の銀行や大工業企業経営者達から譲歩を引き出した。そして土地ブームが破綻した直後の1890年には、「ブランド＝アリソン法」よりも、銀の買い入れ量を増やした「シャーマン法」を議会に承認させることに成功した⁹¹⁾。また、ポピュリストだけでなく、銀価格の急落と金銀比価の大幅な変動に遭遇した農業経営者や銀鉱山経営者などが、金本位制を激しく批判したため、1890～1891年には不安を感じた銀行家やイギリス投資家などによる資本逃避が生じ、アメリカの金準備が著しく減少する事態も発生した。

（インドの通貨危機とアメリカ政府の立場）

1890年代初頭の銀価格の急落はアメリカ国内の通貨問題を再燃させただけでなく、インドの通貨危機—銀貨の鑄造を停止するのかどうか、すなわち銀本位制を維持するのか放棄するのかについて決断を迫られていた—が一刻を争う事態にまで立ち至っていることを、イギリス本国政府のみならず、世界各国に再認識させた。すでに見たように、銀価格の低落が英領インドとアメリカの抱え

る最大の政治経済問題であることは、1881年の国際通貨会議で周知の事実になっていた。しかし、その後の十年間で、さらにはっきりしたことは、文末の年表から明らかなように、ヨーロッパ先進諸国の通貨体制が金本位制への移行を完了し、銀をベースにした通貨制度を許容している経済先進国はアメリカだけになったということである。1878年と1881年の二度の国際会議を主催したアメリカは、いずれの場合も国際複本位制の設立提案に同調するフランスの協力を求め、開催場所もパリを選択した。しかし、ヨーロッパの主要国が金本位制への移行を終えた1890年代初頭の銀価格の急落を食い止めるために、国際的な協力と協定を求めようとすれば、アメリカは複本位制への関心を失ったフランスではなく、銀問題の即時解決を迫られている英領インド・イギリス政府と接触する必要があった。これこそが、三度目の国際通貨会議の開催を決意したアメリカ政府の遭遇した、従来とは異なる状況の変化であった。

アメリカ政府が神経を尖らせていたのは、1886年にインド政庁の内部から、銀価格の低落を食い止めるには、銀貨の供給量を減らすことが必要であり、それには銀貨を鑄造しているインド現地の鑄造所を閉鎖すべきであるとの要求が出されていたことである⁹²⁾。インドの通貨体制に発言力を持つインド人の有力ビジネス関係者（プランテーション経営者、綿やジュートの工場経営者、貿易商人など）は、銀価格の低落がインド産品の輸出拡大に好都合であることから、銀本位制の維持を望んでおり、インド省担当大臣もインド政庁の要求を拒否した。しかし、銀価格の一層の低落が続けば、イギリス（ロンドン）に銀ベースで送付される帝国統治費の大幅な減価を導くので、事態は予断を許さなかった。

そして、アメリカ政府の懸念が現実のものとなった。1892年のロンドン市場における銀価格の急激な下落によって、インド政庁は1893年に銀貨鑄造所の閉鎖を断行したのである⁹³⁾。こうなると、欧米先進経済諸国で唯一銀の政府買い入

れと銀貨の鑄造をおこなっているアメリカにも、同様の事態が生ずる可能性がある。しかし、アメリカ政府 (B. ハリソン大統領の共和党政権) は、1890 年に「シャーマン法」によって、政府による銀の買い入れ量と銀貨の鑄造量の拡大を法制化し、農民の激しい要求と運動をかわしたばかりであった。そこで、アメリカ政府は、国際協力と国際協定の助けを借りて、銀価格の低落と金銀比価の安定をはかるため、国際通貨会議の開催に向かって動いたのである。

従来、19 世紀末のアメリカ二大政党の通貨問題に対する立場については、共和党が金本位制を支持し、民主党が銀本位制もしくは複本位制を主張していたと一般的に理解されてきた。しかし、こうした理解は明らかに誤りであることが判る。なぜなら、第一に、1892 年の国際通貨会議の開催を決断したのが B. ハリソン大統領傘下の共和党政権であり、以下に見るように、ハリソン大統領の任命したアメリカ政府代表団の 6 名全員が、金銀比価を固定し、それを国際協定で維持すべきだとする国際複本位制案で意見が一致していたからである。第二に、1896 年選挙で大統領に選ばれたマッキンリーは、国際複本位制の実現を目指して、イギリスをはじめとするヨーロッパの主要国政府首脳との外交折衝を試みたからである⁹⁴⁾。つまり、19 世紀末アメリカの二大政党間には、国際複本位制について意見の相違はなく、民主党主流派のクリーブランドを大統領候補の指名選挙で破りマッキンリーに挑戦したポピュリストのブライアンは、一国複本位論もしくは銀本位論に近いと考えるのが妥当ではないだろうか。

3.3 1892 年国際通貨会議における審議とその帰結

アメリカ政府は、会議開催地を従来のパリに代えてベルギーのブリュッセルを選択した。会議は 20 カ国 (英領インドを別にすると、非欧米地域から、トルコとメキシコが初参加した) の参加を得て、11 月 22 日に開幕したが、アメリカ提案は

またしても会議の同意を得られず、第 10 会期をもって 12 月 17 日に閉幕した。会議では具体的な成果がなかったが、参加国の数を過去の会議と比較すると、1878 年の参加国数が 12、1881 年の参加国数が 13 であったから、この会議に参加した国の数は、これまでで最大であった。閉幕に際して、イタリア代表から、会議を 1893 年 5 月 30 日にブリュッセルで再召集しようとの動議が出された。動議は採択されたものの、実現を見なかった。1892 年の国際通貨会議は、19 世紀最後の国際通貨会議になったのである⁹⁵⁾。

(会議の審議内容⁹⁶⁾ —アメリカ政府および代表団の目標)

まず、単独で会議を主催することになったアメリカ政府とその代表団の立場と姿勢を確認しておこう。それには、会議の報告書と議事録をアメリカ議会に提出するに際して、その冒頭に付された国務長官 J. W. フォスターの簡潔な序言 **communication** に着目するのが適当と思われる。なぜなら、フォスターは序言の中で、以下に示すように、①会議の目的、②アメリカ政府と代表団との関係、③会議における代表団の基本姿勢、④アメリカ政府の会議での達成目標を明確に述べているからである。

まず、①会議の目的は、通貨としての銀の現状を確認し、世界の通貨体制において銀の使用を拡大するためにはどのような方法をとることができるのかを検討することにあるとした。②アメリカ政府と代表団との関係については、大統領は、代表団に細かな指示をすることを控え、ごく一般的な指示をおこなう以外は、代表団の判断に委ねることにしたと述べられている。③代表団の基本姿勢については、金と銀の関係を安定化するために発言し行動することが期待されていた。なぜなら、アメリカ大統領ならびに国民は、国際複本位制の実現を待望する世界の主要国間の協定により、金銀比価を固定しつつ、鑄造貨幣としての銀を十二分に利用し、それによって世界のすべての人々の繁栄を促進することを願っているからであ

る。④会議の最低限の達成目標については、次のように考えられていた。すなわち、不幸にして、国際複本位制の設置提案が会議で採択されない場合、アメリカの通貨制度だけが銀ベースに置かれ、ヨーロッパ諸国の通貨制度が単一金本位制に留まるような事態は受け入れがたい。その場合は、ヨーロッパ諸国が、銀のこれ以上の減価を阻止するために、通貨としての銀の使用を拡大する何らかの行動をとるようにすることが代表団の任務である。以上が、國務長官フォスターの序言の骨子であった⁹⁷⁾。

アメリカ代表団は、実質審議が開始された第2会期の冒頭で、主席代表のアリソン上院議員を説明者に立てて、アメリカ大統領が会議を開催した理由と、アメリカ提案の背景と理由を、おおよそ次のように開陳した。

（アメリカ代表団の意見表明と提案）

国際通貨会議は、これまで1867、1878、1881年の3回にわたって開催されたが、銀の価値低落が世界の通商と通貨体制に及ぼす重大な弊害を認め、その解決をはかろうとしたのは1878年会議であった。アメリカ大統領は、法令に基づき、金と銀の等価を保証する各国共通の金銀比価を確定（固定）できるかどうかを検討するために国際会議を召集した。1878年会議は、英仏両国の動議に基づき、銀を金と同等の機能を有する通貨として存続させることを決議した。そこで、1881年会議では、1878年会議の決議を具体的に行う方法を審議したが、具体的行動をとることなく散会した。この間、銀の価値低落は止むことなく続き、事態は悪化する一方であった。こうした経緯を踏まえて、アメリカ大統領ベンジャミン・ハリソン（共和党）は、アメリカ国民の総意に従い、今回（1892年に）国際会議を召集することを決意した。アメリカ大統領は、会議において、貨幣としての銀の使用拡大を促進する具体的方法について合意が成立することを期待しているが、それはアメリカ国民が、通貨に関して、次のような意見を持っているからである。すなわち、①金銀を

等しく貨幣として自由に使用すること②金と銀の等価を保証する金銀比価を確立することは、ともに実現可能である。この二点については、アメリカの二大政党間で合意が成立しており、今回のアメリカ代表団は、現共和党政権のみならず、去る9月の大統領選挙で次期大統領に選出されたクリブランド民主党政権をも代表している。アメリカ代表団の提案は、国際複本位制の設立という提案を別にすれば、ごく一般的なものである。それは、アメリカの個別的利益をはかろうとするものではなく、全世界の国々と人々の共通利益を促進するものとして、アメリカ国民の賛意の下におこなわれている⁹⁸⁾。

さらに、アリソン主席代表は、1890年の統計を引き合いに出しながら、アメリカの農業・林業・鉱山業・工業の生産総額が130億ドルであるのに対して、銀の生産額は5,000万ドルに過ぎないとして、アメリカ国民経済に占める銀鉱山経営者の利害と比重は些細なものであることを示した。要するに、アメリカ代表団は彼らの利益を代弁するものではなく、世界の通商という視点から、銀問題の重要性を訴えているのだと言うわけである。アリソン代表は、さらに続けて、アメリカの通貨と貨幣は金兌換を保証しているが、アメリカの法令では、金と銀の双方を通貨として維持することが定着した目標および政策である旨がうたわれていると述べ、アメリカは法律と政策において、銀を世界の通貨として維持するよう支援してきたこと、アメリカ大統領が両院の支持を得て、この会議を召集したのは、アメリカ国民が通貨としての銀の使用拡大を希求しているからに他ならないと明言した。そして、アメリカ政府は、各国の通貨体制において、銀の使用を拡大する何らかの措置を見出すことが望ましいとの決議を採択するよう会議に要請すると締めくくった⁹⁹⁾。

（アメリカ提案の性格——一般性と具体性の関係）

アメリカが会議の冒頭でおこなった提案は、通貨としての銀の存続を認め、その使用拡大に努力しようという極めて原則的かつ一般的なもの

あった。なぜなら、アメリカ政府は、アメリカの公式提案として銀の使用拡大を実現するための特定の計画を、意識的に代表団に指示しなかったからである。代表団は会議で表明された参加国の要望を配慮し、入念な打ち合わせをした後、上述のような提案をおこなったのである。

まず、イギリス本国代表 R. ウィルソン卿がアメリカ提案に賛成した後、フランス、スペイン、オランダその他の国々も、それに続いた。そこで会議は、通貨としての銀の使用を拡大するための具体的計画を策定し審議することになり、幾つかの計画が提出された。そして、これらの計画を審議するため、12名の委員からなる小委員会が設置され、最終的には2つの計画案が報告された。一つは、各国で流通している金貨と金をもって兌換される小額紙幣、例えばポンド、マルク、フランなどの小額紙幣を流通から引き揚げ、銀の流通量を増やすため、それらを銀貨で代替するというもので、委員会はこの計画案に肯定的な評価を与えた。この計画案は極めて具体的であり、実現可能性も高いように思われた。その他の計画案については、幾つかが原理的には好ましいという評価を得たものの、計画の幅や広さが不十分であるとか、具体性に欠けるという理由で、肯定的な評価を得られなかった。これらの計画案は、第3会期以降の会議で審議されたが、いずれも採択されるには至らなかった。

アメリカ代表団に与えられた指示は、固定された金銀比価に基づき、銀を金と同様に無制限に使用することに賛成していた。したがって、アメリカ代表団は、会議での審議に供するための計画案の一部として、共通の金銀比価に基づき、国際的な金貨と銀貨の無制限鑄造を提示することは正当であると考えた。審議の過程で、ヨーロッパ各国政府は、銀問題の解決策として、このアメリカ提案を進んで採択するようには見えなかったが、会議では、休会するまでに、アメリカ提案を審議すべきだという要望が一般的であった。したがって、アメリカ提案は相当長期にわたって徹底的に

議論された。

銘記すべきことは、通貨の弊害が救済策を必要としているとの認識が、会議では支配的だったということである。この点で、イギリス本国代表団の一人ロスチャイルドの次の発言はひととき注目される。「世界の銀ストックは膨大であり、この会議が明確な結論に到達しないまま終わると、銀の価値低落が生ずるであろう。その銀の価値低落から金融恐慌が生ずるであろうし、その恐慌の広範な影響は予測できない。」¹⁰⁰⁾。

(アメリカ提案に対する各国の反応)

結局のところ、会議の中心課題は、会議開催国アメリカの提案に対して、参加各国がどのような発言と対応をしたのかに集約される。そこで、以下では、銀の使用拡大を実現するためのアメリカの具体的提案、すなわち、①各国共通の金銀比価を固定し、それを国際協定によって維持する国際複本位制の設置ならびに②銀貨の無制限買入れと自由鑄造（銀貨鑄造のための鑄造所再開）に対して、参加各国がどのような意見を表明したのかを中心に見ていくことにしよう。

[イギリス本国代表団の意見分裂]

衆目の一致するところ、会議の成否を握っているのはイギリス政府とその代表団の動向であった。この会議におけるイギリス代表団の構成と立場は、切迫したインドの銀問題を抱え、さらに先述したような国内での複本位運動の影響を如実に反映していた。当時のイギリス政府は、第四次グラッドストーン自由党内閣であり、蔵相は W. ハーコートであった。この二人は、単一金本位制の強力な信奉者であり、代表団を任命する権限は、実質的に両者に握られていた。二人は、上述のようなイギリスの状況からして、5名の代表団の中に、二人の複本位論者（ロスチャイルドとホールズワース卿）を含めざるを得ないと判断した。したがって、会議におけるイギリス代表団の意見が分裂することは不可避であり、事前に予想されていたことでもあった。

①金本位論者（主流派）の主張

主席代表のウィルソン卿とフリーマントル卿はともに、1881年の通貨会議の代表を務め、揺るぎない金本位論者であった。ウィルソン卿は次のような発言をおこなった。「この会議に代表を派遣しているすべての政府は、たとえできる限り慎重に行動するよう代表に指示を与えている政府といえども、危機の存在を認識していることは間違いない。そうでなければ、ここにいる意味がない。イギリス本国政府がわれわれに与えた訓令は、銀の通貨としての使用を増大する目的をもって提出される計画にはすべて、最大の注意を払って対応せよというものであった」¹⁰¹⁾。この発言は、本国政府が代表団に対して、会議で頑に金本位制を主張する必要はないという主旨の訓令を与えたかのような印象を与える。しかし、以下のウィルソン卿とフリーマントル卿の発言をみると、イギリス本国政府と主席代表の真意は、金本位制を堅持する姿勢を貫き、銀の価格低落を阻止する具体的提案については、金本位制に抵触しない限りで協力することにあつたと言わざるを得ない。

まずウィルソン卿の発言は、「1816年以来イギリスが採用してきた通貨体制（金本位制）の維持に疑念を生じさせるような条件では、この会議の招待を受け入れることはできなかった」¹⁰²⁾というものであった。フリーマントル卿の発言は、一段と直截である。「われわれは、純粹で単純な単一金本位論 *mono-metallism* を信奉している。我が国には、単一金本位制以外の通貨制度を適用することはできない」¹⁰³⁾。

②複本位論者（少数派）の主張

それでは、マンチェスター選出の国会議員で「複本位同盟」の有力メンバーであり、熱烈な複本位論者ホールズワース卿と金融界の有力者で複本位論を支持するロスチャイルドは、どのような発言をおこなったのだろうか。

ホールズワース卿は、最初に自分の開陳する見解が同僚のウィルソン卿およびフリーマントル卿とは異なるものであると前置きした。そして、自らが代表団の中でもっとも産業と貿易に深く関

わってきた人間であること、1880年代末の「大不況委員会」と「金銀問題調査委員会」の委員を務めたことを明らかにした後、1873年から始まりなお継続している未曾有で世界的規模の大不況（長期にわたる物価全体の低落を特徴とする）の究極的原因が通貨問題にあると結論する。敷衍すれば、1870年代初頭まで、安定していた金銀比価に支えられて、各国の産業と国際貿易は順調に発展してきたが、1870年代初頭からの通貨体制の突然の変化、すなわち従前からの通貨としての銀の位置を奪い、元来供給量の不足している金を唯一の価値基準とする通貨体制への急速な移行が、物価全体を低落させ、経済活動全般を収縮させてしまったのである。経済活動の繁栄を支えているのは産業と通商であり、それを保証するのが安定した通貨体制である。金と銀が固定した比率で自由に交換されるシステムは、そうした通貨体制の根幹である。1870年代初頭から現在まで展開されてきた通貨体制の変更、つまり単一金本位制への移行は、そうした根幹を揺さぶり、各国の産業と国際貿易を長期の不況に陥れ、世界の人々の経済活動を著しく混乱させてしまった。我々が直ちになすべきことは、金銀比価を固定し、通貨としての銀の使用を拡大・復活させることである¹⁰⁴⁾。

ロスチャイルドは、金銀問題解決のために、二つの提案をおこなった。一つは、銀価格の低落を阻止するため、主要国政府が5年間にわたり、一定量の銀を買い入れ、市場での銀の供給を統御するというものであった。しかし、この提案は、5年間という期間が長過ぎること、各国政府の銀の買い入れ量の確定が難しいことが指摘され、ロスチャイルドは提案を撤回した。もう一つは、金銀比価の変動によってもたらされた弊害を是正するため、減価した銀の資産価値を配慮し、従前に締結された契約関係の大幅な見直しと修正をおこなおうという内容であった。これは、有益な提言であるが、インドに固有な問題の解決策であり、しかも恒久的な解決策にはならないとの批判を受

け、採択されなかった¹⁰⁵⁾。

(英領インド代表の意見—複本位制支持)

イギリス本国代表団に劣らぬ注目を集めたのが、アメリカと並んで厳しい金銀問題に直面している英領インド代表の発言であった。英領インドからはストレイチー副総督とモルズワース卿の 2 名が参加していた。両者はともに、複本位制を支持する発言をおこない、アメリカ政府と代表団を安堵させた。ストレイチー副総督は、インドが長年にわたり銀の価値低落と金銀比価の変動に苦しんできたことを披瀝しつつ、次のような発言をおこなった。「インド政庁は、この 20 年間、金に対する銀の価値低落の影響が及ぼす影響からインドを護るため、数多くの試みをおこなってきたが、効果はなかった。そして、銀の価値低落がインドに厳しい負担を課すにもかかわらず、絶えず増大する困難をある程度軽減してくれるような事態が到来することを期待して、銀本位制を維持してきた。しかし、そうした負担の軽減はもたらされず、逆に困難は絶えず増大し、まさしく危険な状況になりつつある。過去 15～6 年間で、インドのルピー銀貨の価値は 1s11d から 1s3d へと、35% も下落した」¹⁰⁶⁾。

モルズワース卿も、次のように述べて、インドの事態が深刻であることを訴えている。「1878 年と 1881 年の国際通貨会議に出席したインド政庁の代表は、銀の価格を元の状態に戻さねばならないという点で、ほぼ完全に意見が一致していた。意見の違いは、その方法についてであった。深刻な事態は自然に回復するという見方もあるが、1873 年以前の金銀比価 (1 対 15.5) を再度確立しなければ、銀価格の回復はあり得ない。事態は一層悪化している」¹⁰⁷⁾。以上の英領インド代表二人の意見は、明らかに、国際複本位制の設置の必要性を説く本国代表団の少数派意見ならびにアメリカ代表団の提案に同意するものであった。

(ヨーロッパ諸国の反応)

以下に見るように、ヨーロッパ諸国は、アメリ

カ提案に賛成するグループと反対するグループに二分された。前者のグループは、銀を通貨ベースにしているアジアやラテンアメリカに植民地を持っているか、金銀の鞘取り業務に関与している銀行業者を擁しているか、あるいは、アジアやラテンアメリカ地域と貿易や投資の関係を有しているかのいずれかであり、そうした利害関係と事由からアメリカ提案に賛成したものと思われる。後者のグループは、ヨーロッパ地域内の貿易や投資に依存しているか、イギリスもしくはドイツと密接な通商・投資関係を有しているために、単一金本位制を支持するに至ったものと推測される。

(1)アメリカ提案に賛成した主な国々 (複本位支持派)

オランダ代表のヴァン＝デン＝ベルクとボイセヴァインの二人は、国際協定によって金貨と銀貨の無制限自由鑄造を認めるというアメリカ提案に賛成する発言をおこなった。ベルクは次のように述べている。「我々の理想は、国際的な複本位協定である。こうした協定は、理論的にも実際的にも実現可能であり、望ましいものと確信している」¹⁰⁸⁾。ボイセヴァインも、それに同調して、「国際複本位協定は、理論的に見て申し分ない制度であると確信する。それは、すべての必要を満たす唯一の通貨制度であると考えられる。それは、イギリスにとっても完全に容認できる通貨制度であると確信する」¹⁰⁹⁾ と言い切っている。

ベルギー代表のアラールも、銀貨の無制限自由鑄造を支持する発言をおこなっている。すなわち、「現在の通貨危機は、ごく最近発生したものではない。その起源は、ヨーロッパが銀貨の自由鑄造を停止した 1873 年に遡る。真の解決策は、銀貨の自由鑄造制度を再度確立することであるが、それが実現される可能性はないと思われる」¹¹⁰⁾ とし、実際には、国際協定による複本位制への支持を表明している。

(2)アメリカ提案に反対した主な国々 (単一金本位支持派)

これに対して、イギリス本国代表の主流派を筆

頭とするヨーロッパ主要国の代表は、総じてアメリカ提案に冷淡であり批判的である。象徴的なのは、ドイツ主席代表アルフェンスレーベンの意見表明であった。アルフェンスレーベンは実に素っ気無く、「銀の価値低落と金銀比価の変動は経済的にみて、誠に遺憾な事態を招来していることは認識している。しかし、ドイツは自国の通貨体制に満足しているので、アメリカ代表団が提案している決議の審議や投票に参加するつもりはない」¹¹¹⁾と言い放っている。

また、オーストリア＝ハンガリー代表のように、政府からアメリカ提案に関する審議や投票には加わらないようにとの指示を受けているとの理由で、金銀問題の審議に加わることにさえ消極的な姿勢を示す国もあった¹¹²⁾。オランダ代表も、アメリカ提案に賛意を表わしながら、政府から、イギリスが完全な形で国際複本位協定に参加しない限り、オランダはそれに参加しないようにせよとの指示を受けていると述べている¹¹³⁾。

注目に値するのは、1881年会議で、通貨としての銀の復位と複本位制の必要性を標榜し、アメリカと共同で会議を主催したフランス主席代表チラルルの発言である。「フランスについては、鋳造所が銀貨の自由鋳造を再開するのではないかとの推測があるようだが、フランスにおける銀の供給はすでに十分であり、銀貨の自由鋳造を認める必要はないと考えている。ただし、銀貨の自由鋳造が相互に利益があるとか、現在単一金本位制をとっている国々が銀貨の自由鋳造の採用を決断するというのであれば、フランスもそれに同調する。仮に、イギリス、ドイツ、オーストリア＝ハンガリー、スカンジナビア諸国（スウェーデン、デンマーク、ノールウェー）が、自国の鋳造所を銀貨の自由鋳造のために再開することで合意するならば、銀問題の様相も変わるであろう」¹¹⁴⁾。この発言は、フランスの通貨問題における従来からの立場の分りにくさや日和見主義的見解を想起させるが、どう見ても、アメリカ提案に同調するものとは思われない。

（アメリカ代表団から見た会議の成果と展望—アメリカ提案の採択の可能性について）¹¹⁵⁾

アメリカ政府と代表団は、会議におけるヨーロッパ主要国の金銀問題に対する姿勢を確認しながら、再度召集を予定されている会議において、アメリカ提案が採択される可能性があるのかどうかを検討した。

金本位制の中核であるイギリスは、主流派が健在である限り、鋳造所を銀貨の自由鋳造のために再開する可能性はない。また、頑な金本位国であるドイツは、銀問題の重要性を認めてはいるものの、自国の金本位制に満足しているので、複本位制の設立についてまったく関心がないことは明白である。これに対して、フランスをはじめとする国々は、国際的な通貨同盟を形成するということになれば、イギリスおよびドイツと共同行動をとる意向を表明している。イギリスには、固定された金銀比価に基づき銀貨の自由鋳造を再開する意思はないが、他国と共同で、通貨としての銀の使用を拡大する実際的な方法を採用し、銀の安定的な価値とその維持を実現する政策を受け入れる意思はあるように思われる。

アメリカ代表団は、会議で、各国共通の金銀比価を協定して銀貨の自由鋳造のためにヨーロッパ諸国の鋳造所を開放するという計画案を提出するには至らなかった。しかし、会議で通貨としての銀の使用を拡大するための様々な計画案が主要国から提出されたことは、アメリカの提案した決議を具体的な形で実現しようという強い気持ちを各国が持っていることを示すものである。さらに会議の今後の方向について、実質審議を終えた後の第10会期で、イタリア代表から休会動議が提出された。動議によれば、会議で提出された提言や提案を短期間で検討し、それぞれの政府の承認を得たうえで結論を出すことは難しいので、一たん会議を休会にして、翌1893年の5月30日に再召集することが適当ではないかというものであった。この動議は満場一致で採択された。

アメリカ政府と代表団は、再開される会議にお

いて、世界の貴金属貨幣の一部としての銀の使用の拡大を実現するためには、どのような計画が実際的であるかについて、各国政府が自らの見解を明確にするよう期待することが賢明ではないかと判断した。そして、アメリカ議会も、この政府と代表団の判断を了承した。

(1892年国際通貨会議後のアメリカに残された途)

アメリカは、イギリス本国代表(少数派)の銀問題解決を支持する発言と影響力に期待し、会議の再招集になお望みを託していた。しかし、世界経済を主導するイギリス(主流派)、ドイツ、フランスなどのヨーロッパの主要国の発言と姿勢を勘案すると、国際協定による銀問題の解決はますます困難になっていると言わざるを得ない。実際、1892年5月30日になっても、主要国の間に会議を再招集する気配はなく、結局のところ、会議は再開されなかった。こうした事態を勘案すると、1892年以降のアメリカは、単独で、金銀問題の解決に好意的な国々と接触を図り、双務的な協力関係を構築していかなざるを得なくなっていたと考えるのが妥当である。実際、1896年の選挙で大統領に選出された共和党のマッキンリーは、就任直後から、そうした通貨外交を展開したのであった。

3.4 「銀運動」の台頭と1896年大統領選挙の争点

(1892年国際通貨会議後のアメリカの状況—1893年恐慌に対するクリーブランド大統領の引き締め政策と「銀運動」の台頭)

1892年国際通貨会議に関する報告書と議事録が議会に提出されて間もない1893年3月に、アメリカの政権は、民主党のクリーブランド大統領に引き継がれた。クリーブランドは、当初複本位制の実現に積極的であると思われていた。しかし、これは誤りであることが直ちに判明した。彼は元来自由放任主義的な市場経済原理の支持者であり、ライヴァルの共和党以上に、単一金本位制

をアメリカにとって好ましい通貨制度であると考えていた。彼は大統領就任直後に顕在化した財政赤字に対処するため、1890年に成立したばかりの「シャーマン銀買入れ法」を撤廃した。しかし、このクリーブランドの財政引き締め政策は、大きな波紋を引き起こした。退路を断たれた農民が結集することにより、ポピュリスト運動が勢いを増し、それは、瞬く間に、史上例を見ない全国的規模の激しい「銀運動」へと転化していった。この運動は、すでに考察したイギリスの複本位運動と、時期を同じくし、階級を超えて幅広い人々が参加する大衆的な社会運動としての同質性を具備していた。

R. ホーフスタッターによれば、「銀運動」は、アメリカ史におけるもっともすぐれた組織運動の一つであるにもかかわらず、その歴史は未だ書かれていないという¹¹⁶⁾。この運動は、イギリスの複本位運動と同じく、党派的な理論と常設の組織に依拠して特定の階級的利益の獲得・達成を目指すものではなかった。運動に参加した人々は多様で、特定の階級や階層を超え、幅広い範囲にわたっていた。したがって、運動方法は、各種文書の発行による啓蒙宣伝活動ならびに集会や講演会などへの支持者の大量動員を通じて、包括的な運動目標を周知徹底させ、中央政府に圧力をかけて、その目標ないし要求を達成するというものであった。イギリスの複本位運動との決定的な違いは、運動に参加した人々の構成にあった。

イギリスの場合、運動の中心を占めたのは、様々な形でインドに利害関係を有する人々であり、銀を通貨ベースとする植民地インドの資産価値の減価が宗主国イギリスの国際収支決済に及ぼす弊害を憂慮するエリート層の人々であった。イギリスは、18世紀前半に実質的な金本位制を採用しており、従前から国内の通貨ベースは単一金本位制であったから、銀の価値下落によって直接不利益を被る人はいなかった。複本位制という通貨制度は、イギリス人にとって、ラディカルで新奇な響きを感じさせるものであった。ところが、

アメリカの場合は事情がまったく異なっていた。銀本位制および複本位制は、1873年以前まで、多くのアメリカ人にとって、馴染み深い通貨制度であった。そして、運動の中心は、久しく銀ベースで商業取引や日常生活を営んできた農業経営者と企業家的農民であり、運動の指導部には農業地域から選出された議員や政治家が多かった。実に1913年に至るまで中央銀行（連邦準備制度）を擁していなかったアメリカでは、通貨・金融問題は直ちに議会での審議と立法化に結びつく政治問題になったからである。

1893年の恐慌は、下落傾向にあった物価全体をさらに押し下げた。激しい国際競争にさらされるようになった輸出向け単作農産物の価格の低落は、とりわけ顕著であった。銀行から銀ベースで資金を借り受け、鉄道会社や土地投機業者から新規に土地を購入し転売して利益を享受してきた数多くの農業経営者や企業家的農民が、至る所で、恐慌の勃発によって債務の返済に直面した。1893年恐慌は、南北戦争終了後、時折中断はあったものの、大陸横断鉄道と大都市の建設を推進軸に、一貫して成長・拡大を続けてきたアメリカ国内市場が壁に突き当たったことを、人々に認識させた。農業経営者と企業家的農民は、この恐慌の最大の被害者であった。

上述したように、クリーブランド大統領は、この恐慌に対処するため、連邦政府の財政を圧迫している「シャーマン銀借り入れ法」を撤廃し、財政赤字を是正しようとした。しかし、この財政引き締め政策は、実質的な銀の廃貨措置であり、金本位制の確立を強行する政策とみなされた。従前から銀ベースの取引をおこなってきた人々が、これに憤激したのは当然である。平均的なアメリカ国民にとって、銀ベースの通貨体制は、18世紀末にアメリカが独立して以来慣れ親しんできた制度であった。これに対して金本位制は、彼らの目には、1873年に突如として導入された新しい通貨制度であり、銀の廃貨による通貨ベースの収縮と金貨幣の価値上昇によって、多くのアメリカ国

民を犠牲にし、旧宗主国イギリスの強大な金融勢力と東部の銀行家の利益拡大を図るものと映った。「シャーマン銀買い入れ法」の撤廃に対して即座に抗議行動を起こしたのは、政府の銀買い上げの停止によって直接打撃を受けるロッキー山脈地方の銀鉱山経営者と労働者であった。ポピュリストの地盤で当初から銀運動の拠点であった西部6州（アイダホ、モンタナ、南北ダコタ、ワシントン、ワイオミング）が、1889～1890年に連邦への加入を認められ、議会の銀ブロックが強化されていたことも、運動の高揚を支えた要素として見逃せない¹¹⁷⁾。

（ポピュリスト党内の意見対立と民主党との合同—「銀運動」の全国化と1896年大統領選挙）

ポピュリストは、1890年の州議会選挙と連邦議会選挙において独自候補を擁立し、西部諸州で圧倒的勝利を収めた。彼らは、その余勢を駆って、1892年に民主・共和の二大政党に対抗する第三党としてポピュリスト党を結成した。そして、同年におこなわれた大統領予備選挙にも独自候補ウィーバー将軍を立てて、全投票数の8.5%にあたる百万票を獲得した。ポピュリスト党の有権者への呼びかけは、腐敗と金権のはびこる工業化と都市化を食い止め、「古き良きアメリカに立ち戻れ」というスローガンが基調を成していた。それは、神から与えられた恵み深い土地を耕作し、農業以外の仕事に従事する社会のすべての人々を養う質実剛健な独立自営農民から構成されていた建国間もないアメリカ農村社会を理想郷と考え、その復活を訴えるものであった。それには、濃厚な農本主義的な響きがあった。

こうしたスローガンを掲げたポピュリスト党候補に投票したのは、不況と恐慌によって農民がもっとも辛酸をなめていた地域、すなわち輸出に大きく依存する単作に従事し、安価で効率的な輸送施設に恵まれず、新規に購入した土地を銀行融資の抵当や担保に取られた農民が多数を占める西部と南部の諸州に限られていた。

ポピュリスト党候補の得票が伸びなかったの

は、農村の大票田である旧北西部諸州（イリノイ、アイオワ、ミネソタ、ウィスコンシン）でほとんど支持を得られなかったからである。これら諸州の農民は、1870年代には、農作物の低価格および銀貨の鋳造停止・金兌換制の導入による通貨制度変更への不満を表明し、農民運動の拠点であった。しかし、これら諸州の農業は、「大鉄道建設時代」に大きく変貌した。各州の内部に建設された都市のお陰で、都市住民の多様な食糧需要が増大し、酪農、とうもろこし（飼料）栽培、養豚などが小麦の生産に取って代わり、不安定な輸出や海外市場への依存度が著しく低下したのである。その結果、農業経営は以前に比べて安定し、これら諸州の農民は、質実剛健な独立自営の農民の再生という「黄金時代の復活」を説く農本主義的呼びかけには関心や共感を示さなくなった。彼らは、農業経営の安定と拡大を保証してくれる政策とスローガンを欲していた。1893年の恐慌による農産物価格と土地価格の急激な低下に見舞われた彼らは、クリーブランド大統領によって停止された銀貨の新規鋳造を再開し、経済活動の活性化を図ることが必要な解決策だと考えた。

（ポピュリスト党の運動方針の転換と「銀運動」の全国化）

（「銀運動」の系譜）

ポピュリスト党の指導部は、1892年の大統領選挙での支持票獲得の限界と、1893年の恐慌と物価の低落による人々の窮状に追打ちをかけるクリーブランドの「シャーマン法」撤廃（金本位制支持層寄りの政策採用）に対する人々の不満の爆発を目の当たりにして、一部の農民層と地域に根ざす第三党から、民主・共和両党と肩を並べる全国型の政党へ飛躍する好機が到来したと判断した。

元来「銀運動」は、1873年の金兌換法と銀貨の新規鋳造停止、すなわち実質的な金本位制の導入によって生じた通貨ベースの急激な収縮が、従前銀ベースで商取引や日常生活を営んできたアメリカ農民層に打撃を与えたことに対する抗議行動

から発生したものである。つまり、「銀運動」はポピュリスト党独自のものではなく、共和党も民主党も、当該地域の政治綱領や活動方針の一つとして採用していたものであった。ポピュリスト党も、「銀運動」を綱領の一つに採用したが、それを急進的な要求とは考えていなかった。建国以来、西への移動と拡大を続けてきたアメリカは、南北戦争の終了によって、その西漸運動が規模と速度を増したため、経済活動の機会が飛躍的に拡大し、信頼の置ける通貨の供給量を絶えず増大することが求められていた。南北戦争後に「グリーンバック主義者」が提唱した通貨膨張論は、アメリカに特徴的な企業家的農民にとって好ましく馴染み深いものであった。「銀運動」はこうした系譜の延長上にあった。

したがって、「銀運動」は、多くのアメリカ国民にとって、ラディカルで新奇な主張ではなく、旧来の通貨政策への復帰であると受けとめられた。1880年代から1890年代初頭の多くの平均的アメリカ人からすると、金本位制の方が、旧宗主国イギリスの金融勢力の差し金で、アメリカに押し付けられた馴染みの薄い通貨制度であると考えられていた。「銀運動」は、しかるべき状況と条件さえ整えば、国民的な支持を得られる歴史的背景を有していたのである。1893年の恐慌と物価の全般的低落ならびにクリーブランドの「シャーマン法」撤廃は、そうした状況と条件を整えてくれたのである。

（ポピュリスト党内の対立）

1893年以降、ポピュリスト党は、銀貨の無制限自由鋳造を運動の中でどう扱うかをめぐって対立した。「現実派」は、「銀運動」は第三党運動への有権者の支持を拡大しうる唯一最大の争点になると考えた。それに対して、「急進派」は、銀貨の無制限自由鋳造を運動の争点に据えることは、ポピュリスト本来の農民運動を放棄させようとする畏であり、それによって党の支持者を拡大できると考えるのは幻想であると主張した。

（「銀運動」の全国化）

1893年の恐慌に続く不況は容易に回復せず、経済活動の活性化を求める人々は急速に「銀運動」に期待を寄せるようになっていった。ポピュリスト党「現実派」の「銀運動」は、負債の返済に苦しむ農民層からだけでなく、農産物価格や土地価格の上昇と経営資金の供給を期待する幅広い人々から支持者を獲得するのに成功した。「現実派」は、雑誌や新聞の編集者、政治家、パンフレット作成者などに対して運動資金から資金援助をおこない、各州に銀貨の無制限鑄造要求大会を組織した。そして、1895年に創設された「国民複本位制同盟」The National Bimetallic Union—後に、「アメリカ複本位連盟」The American Bimetallic Leagueと「国民銀委員会」The National Silver Committeeを統合した—とその週刊誌The Bimetallist『複本位主義者』を通じて、アメリカ経済の基本的な弊害は銀貨の無制限自由鑄造という手段一つですべて是正できるという考え方を、大衆に宣伝した¹¹⁸⁾。「銀運動」が大衆に広く浸透するに際しては、小説やドラマ・風刺画・漫画も一役かっていた。ポピュリストは、アメリカにおける銀貨の鑄造停止と金本位制の採用は、世界の金融センター・ロンドンを拠点にするユダヤ人金融勢力が東部の銀行を手先に使って、高い金貨をアメリカ国民に押し付け膨大な利益を手に入れるためであるという筋書きを盛り込んだ小説雑誌の講読やドラマの鑑賞を推奨し、支持者の獲得に利用したからである¹¹⁹⁾。こうして、「銀運動」は、ポピュリスト党の地域的・党派的性格を完全に払拭し、全国的な運動へと昇華していった。ポピュリストのW.ブライアンは、情熱的な性格と類い稀な雄弁さによって、「銀運動」の先頭に立っていた。「銀運動」と1896年の大統領選挙—ポピュリスト党と民主党の合同)

ブライアンと彼に従う指導部は、ポピュリストの運動家として、決して銀の無制限自由鑄造だけを説いていたわけではない。彼らは、一方で、急速に進展する工業化と都市化が、建国の父祖の末

裔である質実剛健な独立自営のアメリカ農民と国を支える農業を消滅させてきたことを厳しく糾弾し、その復活を訴えていた。しかし1896年に入ると、「銀運動」への大衆的支持の高まりは、ポピュリスト党の指導部の予想をはるかに超えてしまった。

1896年にポピュリスト党は大統領選挙の候補者を決定するための党大会を開催し、まず、銀貨の無制限自由鑄造要求に一本化して大統領選挙に臨むこと、次いで民主党と合同することを決定した。これは、輸送・通信手段や金融機関の国有化、貯蓄銀行の設立など社会的施設・機関の公有化や独立自営農民の保護育成構想といった党独自の綱領を放棄することを意味した。そして、大統領候補にブライアンを選出したのであった。ポピュリスト党は、共和党も民主党も銀貨の無制限自由鑄造を政策綱領に採択することはないと判断し、銀貨の無制限自由鑄造に一本化して大統領選挙に臨めば、両党から銀貨の無制限自由鑄造支持者を取り込み、大政党へと転ずることができると読んでいた。ところが、同じく1896年に開催された民主党の全国大会で、銀貨の無制限自由鑄造を支持する勢力が圧倒的に優勢となり、銀貨の無制限自由鑄造が政策綱領に採択された。さらに驚くべきことに、その全国大会で、金本位制に傾いている本命クリーブランドを退けて、合同したポピュリスト党のブライアンを大統領候補に選出する大番狂わせが生じたのである。

ブライアンは大統領候補に選出されると、有名な「金の十字架」演説をおこない、金本位制はアメリカ国民を死に至らしめる十字架であるとし、銀の復活を求めて闘うことを宣言した。共和党のマッキンリーは、金銀問題の解決には主要国間の協定に基づく国際複本位制の設置が望ましいとの立場を表明していたので、ブライアンは、当てにならない外国の通貨政策に左右されることなく、アメリカ単独でも銀貨の無制限自由鑄造を実施するという一国複本位制を公約に掲げたのである。

かくして、1896年大統領選挙は、一国複本位

制を目指す民主党のブライアンと国際複本位制を指向する共和党のマッキンリーとの間でおこなわれ、マッキンリーが勝利した。嵐のような選挙戦が終わると直ちに、マッキンリーはイギリスをはじめとするヨーロッパの主要国に通貨問題を討議する使節団を派遣し、国際協定による複本位制の可能性を追求した。

3.5 アメリカとイギリス・インドによる国際複本位制設立の試みとその挫折—金本位制の最終的勝利

(マッキンリーによるヨーロッパ使節団派遣)

マッキンリーがブライアンに辛勝したのは、大統領選挙の直前に農産物輸出ブームが生じ、それを利用して農民票を取り込むのに成功したからだと言われていた。その際、マッキンリーは複本位制復活のために国際通貨会議を開催することを約束したと思われる。マッキンリーはこの約束に従うかのように、1897年7月に、上院議員ウォルコットを責任者とする使節団をヨーロッパ主要国政府に派遣して、会議の開催に関する意見聴取にあたらせた。使節団は、ロンドンで英仏の有力政治家および外交官と会談した。イギリス側(保守党内閣)は、A.バルフォア(下院の保守党指導者)、G.カーゾン卿(帝国主義者でインド総督)、M.ヒックスビーチ(大蔵大臣で強力な金本位論者)が、フランス側は、M.ジョフレ(ロンドン駐在大使)と大蔵大臣が、それぞれ出席した。この会談におけるアメリカ側の関心は、①インドのルピー銀貨—1892年に铸造が停止されていた—の铸造を再開するのかどうか②イギリスはインドの通貨体制を銀本位制に戻す意志があるのかどうかを探ることであった。

(米英会談の内容と結果—アメリカの国際複本位構想の挫折)

ウォルコットは、イギリス側に次のような提案をおこなった。①インドの铸造所を銀貨の自由铸造のために開放すること②インドにおけるイギリス・ソブリン金貨を法貨とする法令の撤廃③イギ

リスの铸造所を金と銀の双方の自由铸造のために開放すること④イギリスはドル銀貨を新規に铸造し、イギリスの植民地の一部で使用する⑤イングランド銀行の準備金として銀が占めている比率を引き上げること⑥イギリス政府は毎年一定量の銀を買い入れる協定をアメリカ政府と締結することが主な提案事項であった。アメリカ提案に対するイギリス側の反応は文書で確認できないが、バルフォアは複本位制の設立に強い関心を示したと言われる。アメリカ側が会談で極めて積極的な姿勢を示した背景には、1895年から南米のイギリス植民地ギアナとベネズエラの国境をめぐる紛争でアメリカ政府とイギリス政府との間に緊張関係が生じ、アメリカ政府が世論の支持を狙って好戦的姿勢をとっていたという事実があった。

イギリス側は、2回目の会談で、ソールズベリー首相が出席し、アメリカ側はJ.ヘイ(後の国務長官)が同席した。アメリカ側は、事前にドイツおよびフランス政府と接触し、両国が国際通貨会議の開催に前向きであることを伝えた。ソールズベリーは、アメリカ側に、国際複本位協定を締結する場合、金銀比価をどの程度に設定するつもりか尋ねた。アメリカ側は、フランスとの事前折衝で1対15.5とすることで合意していると回答したが、この数値はイギリスにとって到底承服できないものであった。

アメリカ使節団の緊急課題は、国内の強力な圧力集団である銀鉱山経営者の最大の関心事—イギリス政府がインドの铸造所を再開し、銀貨の自由铸造をおこなう決定を下すこと—について、イギリス政府の約束を取りつけることにあった。結果的に言えば、ウォルコット使節団は、1890年代初頭からイギリス政府が躊躇し続けているインドの通貨問題の決着を迫る役割を果たした。なぜなら、ソールズベリー首相は、1897年10月に、ロンドン駐在アメリカ大使に文書を送り、ウォルコット使節団の提案を全面的に退ける回答をおこなったからである。この文書の写しは、ロンドン駐在のフランス大使にも送付された。期待してい

たソールズベリー首相の拒否回答により、マッキンリー大統領の国際複本位構想は挫折した。残念ながら、アメリカに残された途は、単一金本位制の導入であった。1900年にアメリカ政府は、銀の自由鑄造禁止と金兌換制を定めた法律を議会に送り、その承認を得たのである。19世紀末「銀運動」の牙城であったアメリカも、20世紀を目前にして、金本位国の隊列に加わったのである。

この米英国会談で忘れてならないことは、マッキンリー大統領がウォルコット使節団に託した国際複本位制実現のための提案事項である。この提案事項は、マッキンリー大統領が、アメリカ国民の銀ベースでの経済生活が破壊されないように配慮して行動していたことを示している。我々は、マッキンリー共和党大統領の通貨問題に対する姿勢を改めて評価しなければならないだろう。

（インドの通貨体制に関する1898年ファウラー委員会報告書—インドへの金本位制導入の決定）

すでに見たように、1892年の国際通貨会議でイギリス本国代表の意見は分裂し、英領インド代表は、本国の少数派意見に同調するものであった。通貨としての銀を存続せよとの意見は、イギリス本国の「複本位運動」にも後押しされて、根強いものがあつた。1890年代初頭における銀価格の急落で、インドの金融財政が未曾有の窮地に立たされているにもかかわらず、イギリス政府はなお決断を下せず、1893年にハーシェル侯を委員長とする委員会を任命し、インドの採るべき通貨体制について答申を求める始末であつた。ハーシェル委員会は、同年5月に、報告書を提出した。報告書の結論は、銀価格の低落を阻止するため、インドの鑄造所を閉鎖し、銀貨の新規鑄造を禁止するというものであつた。一部には、この報告書は、インドに複本位制を導入するための布石だという推測があつた。確かなことは、報告書において、インドの銀行制度が銀行券や信用手形の発券や取り扱ひの経験に乏しく未発達であり、貴金属貨幣の流通への依存度が高いことを勘案すると、インドに金本位制を導入した場合、膨大な量の金

が必要となり、イギリス本国から大量の金がインドに流出することが懸念されると述べられていたことである。ハーシェル委員会は、最終結論を先送りしたのである。

1898年に設置された委員会の委員長に任命されたファウラーは、金本位制か複本位制のいずれかを選択するよう迫られたが、1897年にソールズベリー内閣がアメリカの国際複本位設立提案を拒否したことで、選択すべき途は自明であつた。ファウラー委員会の報告書は、インドへの金本位制の導入を勧告し、イギリス政府はそれに従つたのである。

（金本位制の最終的勝利—1900年）

1898年のインドへの金本位制の導入、1900年のアメリカの金本位制の採用によって、1871年のドイツによる金本位制の採用に端を発した金本位制と複本位制・銀本位制の対立関係は、最終的に決着したと言える。なぜなら、アメリカとインドは、世界経済において、枢要な位置を占める一大銀本位国であつたからである。1816年にイギリスが世界に先駆けて採用した金本位制は、1871年以降、世界各国に普及し、1900年のアメリカの金本位制採用をもって、久しく存続してきた通貨としての銀は表舞台から姿を消し、銀をベースにして商取引および日常生活を営んできた先進社会の人々が、金本位制制度の中に取り込まれた。1900年をもって、金本位制の最終的勝利としたのはそのためである。

それにしても、イギリスの複本位運動とアメリカの銀運動に結集した多くの人々は、国際複本位制構想が退けられるのを眼前にしながら、なぜ必死の抵抗をしなかったのかという疑問が残る。それは、彼らの金本位制への批判と銀貨幣への支持が、突然の銀の鑄造停止や廃貨措置によって、通貨ベースの収縮が生じ、それが不況の長期化と生活破壊を導いたとする考え方に依拠していたからである。1890年代半ばから、南アフリカのヨハネスブルクやカナダのクロンダイクの大金鉱山から産出される金が、世界各地に供給され始めるに

つれて、世界の経済が活況を取り戻すと、複本位論者は沈黙を余儀無くされていった。彼らは、「金のジャガーノート」によって粉碎されてしまったのである。これが、上述の疑問に対する回答である。

しかし、そうした答えで、19世紀国際金本位制の歴史的意義についての考察が尽きるものではないだろう。イギリスの主導する金本位制が、数多くの複本位国・銀本位国と衝突し対立しながら、その普及を実現した過程は、何を意味していたのか、金本位制はいつまで継続し、いつ崩壊したのか、その崩壊によって新たに生まれた変動相場制なる通貨体制の歴史的意味とは何なのかについては、別稿において総括しなければならない。

(日本大学経済学部教授)

年表 各国の金本位制採用年度と国際通貨体制に関する動き

[年次] 金本位制度採用の国名および国際通貨体制に関する動き

- 1816 イギリス
- 1854 ポルトガル
- 1865 * ラテン通貨同盟の成立
フランス、イタリア、ベルギー、スイスの4ヶ国が加盟。
- 1867 * 第1回国際通貨会議の開催。
フランス政府が発議して、パリで開催された。イギリスを含むヨーロッパの主な国々とアメリカ合衆国が参加。銀本位制の廃止が宣言された。
* 銀価格の推移 (1814～1870年) : きわめて安定的。
1814年 60 11/16d → 1870年 60 9/16d
- 1871 ドイツ、スカンジナビア3国(スウェーデン、ノルウェー、デンマーク)
* 普仏戦争におけるドイツの勝利と賠償金獲得。
- 1872 * ドイツが銀の売却を開始。

- 1873 * 銀価格の低落始まる。
- 1873 オランダ
* アメリカ合衆国が銀の自由鑄造を禁止し、銀の買入れ方式を採用。事実上の金本位制
* アジア諸国でも、政府が銀の買入れ量を削減。
- 1874 * ラテン通貨同盟が、イタリアの銀貨鑄造をめぐって会議を招集し、金本位制度への移行を検討。
* ラテン貨幣同盟の会議で、近い将来の解散を了承。アメリカ合衆国は、ラテン同盟に対して銀本位制度の維持を訴える。
- 1878 * アメリカ合衆国で「金銀論争」が激化し、ブランド＝アリスン法が成立。財務省が銀の買入れ義務を負う。
* 第2回国際通貨会議開催。アメリカ政府の発議により、パリで開催。アメリカ政府は銀本位制の維持を訴え、フランスの同調を要請したが、フランスは同調せず。
- 1878 アメリカ合衆国
- 1880 * ラテン通貨同盟解散。
- 1881 * 第3回国際通貨会議開催される。
フランスとアメリカが発議してパリで開催。両国の代表は、金銀複本位論者が占めた。前回欠席したドイツは出席し、活発な発言をおこなった。イギリスの代表団は3名で、本国、インド、カナダを代表していた。3名は特定の通貨制度の決定に従わないという申し合わせで出席。インドの代表は、一定期間銀の自由鑄造を維持することを表明していた。
イギリスでは、「金銀複本位同盟」が結成され、マンチェスター、ロンドンを拠点に活発な運動を展開。政府や議会に圧力をかける。
アメリカ合衆国でも、人民党を中心に銀の政府による買入れや銀貨の自由鑄造の継続を訴える運動が展開される。
- 1890 * アメリカ合衆国でシャーマン銀買入法成立し、財務省の銀買入れ義務継続を承認。
- 1892 オーストリア＝ハンガリー、アルゼンチン

- * 第4回国際通貨会議開催. アメリカ政府の主
催によりブリュッセルで開催.
- * 南アフリカのヨハネスバーグの金が市場に大
量供給され, 金の不足が解消.
- 1893 アメリカ合衆国でシャーマン銀買入法撤廃.
- 1895 チリ
- 1896 コスタリカ
- 1897 日本
- 1899 ロシア
- 1900 イタリア
- (出典) De Cecco, M. (1974) *Money and Empire: The
International Gold Standard, 1890-1914*,
Oxford: Basil Blackwell, Chap. 3.
Gallarotti, G. (1993) "The scramble for the
gold: monetary regime transformation in the
1870s," in M. Bordo & F. Capie (eds.),
Monetary Regimes in Transition, Cambridge:
Cambridge University Press, pp. 15-67.
Shaw, W. A. (1967) *The History of Currency
1252 to 1896*, rep., by Augustus M. Kelley,
first ed., 1896.
フリードマン, M. (1993) 『貨幣の悪戯』 齊
藤精一郎訳, 三田出版会.
Duckenfield, M. (ed.) (2004) *The Monetary
History of Gold: A Documentary History*,
1660-1999, London: Pickering & Chatto.
Hayek, F. A. (1999, 1988 初版) 『貨幣発行自
由化論』 川口慎二訳, 東洋経済新報社.
ヒックス, J. R. (1999, 1993 初版) 『貨幣と市
場経済』 花輪・小川訳, 東洋経済新報社.

注

- 1) Anna J. Schwartz, Introduction, in: *A Retrospective
on the Classical Gold Standard, 1821-1931*,
Edited by M.D. Bordo & Anna J. Schwartz, The
Chicago University Press, 1984, pp. 1-20. 新古典
派経済学の中で精力的に国際金本位制の学説史的
研究をおこなっている M. ボルドーは, このシェ
ワルツの序論のすぐ後で, 伝統的な金本位論の系

譜を次のように整理している. すなわち, それは,
イギリスの古典派経済学 (カンティオン, ヒュー
ム, リカード, ソーントン, ミル, ケアンズ, ゴー
シェン, バジョット) から, 新古典派 (マーシャ
ル, フィッシャー, ヴィクセル), ハーヴァード
新古典学派, 大戦間期の批判派, 第二次大戦後の
金本位論者に至る五つの学派に分けられ, 六つの
論点が含まれているとしている. 六つの論点と
は, ①金 (貴金属) は理想的な貨幣標準である (国
内ならびに国際間における価値の基準および交換
手段として) ②金の一定量で固定された一国の鑄
造貨幣の価値を維持する ③一物一価の法則を実現
する ④国際収支の調整メカニズムを短期資本の移
動によって保障する ⑤イングランド銀行に代表さ
れるように, 中央銀行は国際収支の調整メカニ
ズムを促進したりブレーキをかけたりする役割を果
たす ⑥中央銀行は, 国際収支を均衡させるよう
に, 公定歩合を「ゲームのルール」に従って操作
する (op., cit., pp. 23-27). 国際金本位制に関
する古典的研究については, ボルドーとシュワ
ルツの編纂した著作の第1章「金本位制: 伝統的ア
プローチ」を参照願いたい (op., cit., pp.
23-120). なお, 日本における代表的研究として
は, 佐美光彦教授の大著『国際通貨体制』御茶の
水書房, 1990 がある.

さらに, 金本位制に関する第一次資料を編纂し
たものとして, ごく最近, 次のような著作が出版
された. *The Monetary History of Gold: A Docu-
mentary History, 1660-1999*, Edited by Mark
Duckenfield, Pickering & Chatto, 2004. これには,
本稿で論じている国際通貨会議についての報告が
収録されているが, その報告は, 1878年の第二
回国際通貨会議に出席したイギリス代表团から政
府に宛てた短いもので, 残念ながら, 会議の全貌
を把握するのに必要な4回にわたる国際通貨議
の議事録は収録されていない (*International
Monetary Conference, 1878: 'Report of the
Commissioners appointed to represent Her
Majesty's Government at the Monetary*

Conference held in Paris in August 1878' (27 November 1878).

- 2) こうした研究のバイオニア的業績としては, M. de Cecco, *Money and Empire : The International Gold Standard, 1890-1914*, Basil Blackwell, 1974. 最新のものでは, T. Wilson, *Battles for the Standard : Bimetallism and the spread of the gold standard in the 19th century*, Ashgate, 2000.
- 3) これについては, 次の点に留意する必要がある. すなわち, 19世紀ヨーロッパ中葉の貿易関係において, 「世界の工場」イギリスに穀物を輸出していたプロイセンでは, 伝統的地主階級のユンカーが自由貿易政策陣営に属し, 萌芽期にあって保護主義を唱える新興の工場経営者層と対立していたことは周知の事実である. 同様なことは, イギリスに綿花を輸出していたアメリカ南部の綿花栽培業者にも, またラテンアメリカの大地主で保守的政治勢力を代表する牧場経営者層にもあてはまる. ただし, こうした人々は, 総じてイギリスの主導する国際金本位制に取り込まれることには反対であり, 従来からの銀本位制もしくは金銀複本位制を支持していたことを付言しておきたい.
- 4) 19世紀の市場経済を自己調整的なものと捉え, それを具現化する中心的制度が国際金本位制であるとしたのは K. ポラニー『大転換』である. ポラニーによれば, 19世紀の自己調整的市場経済の特徴は, 癌細胞のように絶えず拡大を指向することにある. しかし, この拡大運動に付き従うことのできない諸勢力は, 様々な保護主義的運動を組織して, 自己調整的市場経済の自己完結的な機能を妨げる. ポラニーは, これを「二重の運動」と名付けて19世紀市場社会のダイナミクスと考えた. ここでは, 金本位制を維持しようとする勢力とそれに敵対する勢力との対抗関係も, それと同質的であると考えられている.
- 5) A. Redish, op., cit., pp. 139-163.
- 6) イギリスが世界に先駆けて金本位制を確立した理由を示すためには, 19世紀以前のイギリスが, 海外貿易その他の方法で, 銀よりも金を選好し蓄

積していたことを示す必要があると思われる. それには, ヨーロッパ重商主義の先駆として西アフリカやブラジルと接触し金を蓄積したポルトガルやその他の交易相手と, イギリスがどのような関係を構築したのかを確認しなければならないだろう. それは, 私の今後の課題の一つである.

なお, T. ウィルソンは, *Battles for the Standard*, pp. 44-5 で, 18世紀イギリスの貿易相手先を見ると, ブラジルおよびポルトガルと密接な関係を維持していたこと, 同時代のフランスがスペインとカリブ海地域を主としているのと比べると, よりグローバル化していること, その決済では金を選好する傾向が強く, フランスが銀を選好したのとは対照的であったことを指摘している. 私の本文における見解は, このウィルソンの研究に触発されたものである.

また, H. E. S. Fisher, *The Portugal Trade : A Study of Anglo-Portuguese Commerce 1700-1770*, Methuen, 1971, pp. 92-93 & pp. 127-8において, 18世紀初頭から第3四半期まで, イギリスの主力輸出商品であった毛織物ならびに小麦などの穀類のうち, ポルトガルへの輸出額は総輸出額の2割前後を占めており, その代金決済として大量の金がいギリスに支払われたと述べられていることを補足しておきたい.

- 7) 同時代の人々の意識を伝えるものとして, R. Barclay, *The Silver Question and the Gold Question*, 3rd ed., Palmer & Howe, 1930 ; M de Cecco, op. cit., ; T. Wilson, op. cit., も, 1871年のドイツの金本位制採用が国際的な金本位制への移行の流れをつくったと述べている.
- 8) G. M. Gallarotti, 'Scramble for gold: monetary regime transformation in the 1870s', in M. Bordo & F. Capie (eds), *Monetary Regimes in Transition*, Cambridge University Press, 1994 ; T. Wilson, op. cit., 123-7.
- 9) R. Barclay, op. cit., pp. 12-3.
- 10) ウィーン会議は, ヨーロッパのすべての主権国家が参加したことに重要な意義があるが, 会議の合

意事項の中で注目されるのは、武力の行使による国境線の変更を認めないとしたことである。なぜなら、16 世紀以降ナポレオン戦争終結までのヨーロッパ国際関係は、重商主義政策を国策の基礎としているため、間断ない戦争を伴うことが不可避であったからである。こうした解釈については、古典的な著作ではあるが、F. H. Hinsley, *Power and the Pursuit of Peace: Theory and Practice in the History of Relations between the States*, Cambridge University Press, 1963, pp. 225 & 240 を挙げておきたい。

- 11) R. Barclay, *ibid.*, pp. 145-6.
- 12) R. Barclay, *ibid.*, p. 16.
- 13) G. M. Gallarotti, 'The scramble for gold: monetary regime transformation in the 1870s', in M. J. Bordo and F. Capie (eds), *Monetary Regimes in Transition*, Cambridge University Press, 1994. ギャラロッチィによれば、1873 年以降、国際通貨体制には金本位制に向かう一般的な流れが見られ、それはイギリスのやり方へ引かれていく「鎖につながれた囚人たち」のようなものであった。各国は、1873 年以降顕著になった銀価値の低下による金銀比価の変動に見られる商品貨幣としての銀の将来に対する不安から、金本位制を採用としてパニック状態に陥ったというのである。T. ウィルソンは、ギャラロッチィの見解に基本的に同意しながら、金本位制に移行しようとする国々には、その移行を必要とする理由に大きな違いがあり、それぞれのケースにおける特殊な要素を確認することが重要であると指摘している (T. Wilson, *ibid.*, p. x & pp. 143-5).
- 14) T. Wilson, *ibid.*, p. 124.
- 15) フランスとドイツの賠償金交渉の経緯については、F. Stern, *Gold and Iron: Bismarck, Bleichröder and the Building of the German Empire*, Alfred A. Knopf, 1977, pp. 145-156, に詳細な分析が施されている。普仏戦争に必要な戦費を供給したユダヤ人金融業者ブライヒレーダーはビスマルクと長きにわたり親交を結んだことはよ

く知られている。ビスマルクの信認を得たブライヒレーダーは、ドイツがフランスに要求した賠償金の支払い金額をめぐる交渉の実質的窓口を務めた。フランス側の窓口は、ヨーロッパ主要国の首都すべてに金融ネットワークを張り巡らしているロスチャイルドであり、彼はイギリスのロスチャイルドとも連携しながら、交渉に臨んでいた。スターンは、この交渉に関係するドイツの軍事指導者や有力政治家などの動きや、フランス側の政治指導者の対応ぶりを克明に考察しているが、ドイツ側が賠償金の支払いを金で要求したかどうかについては、言及していない。

ただし、ブライヒレーダーがドイツ帝国銀行の設立による金融銀行制度の統一化と金本位制の導入にもっとも強く反対し、複本位制の採用をビスマルクに進言したことを指摘している (F. Stern, *ibid.*, pp. 179-180)。しかし、金融界・産業界の利害を代表する国民自由党の指導者たちは、次第にブライヒレーダーをビスマルクから遠ざけ、ドイツ統一とともに、ドイツ帝国銀行の創設と金本位制の導入に成功したことは周知の通りである。上述のようなブライヒレーダーの考え方からすれば、彼がフランスの賠償金支払いを金でおこなうよう要求することはあり得ない。したがって、金での支払いを要求したのは、国民自由党サイドであったと推測される。

- 16) ドイツ帝国統一以前の無秩序な金融・銀行制度の状況については、National Monetary Commission, *The Reichsbank 1876-1900*, Washington, 1910, pp. 11-19. 本書はドイツ帝国銀行の創立 25 年を記念して 1900 年に同行が出版し、これをアメリカの National Monetary Commission が、ハーヴァード大学の Dr. Frederick W. C. Lieder に英訳を依頼して出版したものである。
- 17) T. Wilson, *ibid.*, p. 53 ; A. Redish, *ibid.*, p. 191.
- 18) A. Redish, *ibid.*, pp. 199-201.
- 19) A. Redish, *ibid.*, p. 201.
- 20) R. Barclay, *ibid.*, p. 21; G.M. Gallarotti, *ibid.* ; T. Wilson, *ibid.*, p. 124.

- 21) T. ウィルソンは、当時複本位論者として国際的にも著名であったアメリカの学者 F. ウォーカーによりながら、1867年の国際通貨会議には、アメリカ政府は正式な代表を派遣せず、会議と並行して開催されていたパリ万国博の委員で金融問題の知識に乏しい S. B. ラグルズを代表に任命したと述べている。T. Wilson, *ibid.*, p. 131 を参照。
- 22) *British Parliamentary Papers: Correspondence and reports relating to the conferences of 1878 and 1881 in Paris together with the first report of gold and silver commission 1878-87 Monetary Policy 4*, Irish University Press, 1969, p. 28 (以下では、BPP: MPC 4 と略記する。) 第1セッションにおける議長マニャン (フランス代表, 国会議員で大蔵大臣) の冒頭演説における説明。なお、この国際通貨会議は、アメリカ合衆国政府とフランス政府の連名で召集され、フランス外務省が後援する形式をとっている。また、会議の議事録はフランス語で作成され、それが英語に翻訳された。
- アメリカでも、政府印刷局から同じ英語翻訳版が、以下のようなタイトルで1887年に出版されている。Proceedings of the International Monetary Conference held in compliance with the invitation extended to European governments by the governments of France and of the United States in Paris, in April, May, June, and July, 1881, under the auspices of the ministry of foreign affairs of the French Republic. Washington: Government Printing Office, 1887.
- 23) 1878年の国際通貨会議をめぐるアメリカ合衆国の立場と対応については、主として T. Wilson, *ibid.*, pp. 90-100 を参照した。なお、アメリカの金融史の古典的研究である M. Friedman & A. Schwartz, *A Monetary History of the United States*, Princeton University Press, 1963 の関連部分も参照した。
- 24) BPP: MPC 4, pp. 11-2.
- 25) T. ウィルソンは、1871年にドイツが金本位制への移行を決定する際にも、農産物輸出に依存するユンカーだけでなく、金融・銀行業者の一部にも根強い反対があったことを指摘している。T. Wilson, *ibid.*, p. 123.
- 26) BPP: MPC 4, p. 19.
- 27) この12カ国とは、以下の報告書から、オランダ、フランス、ベルギー、スイス、ギリシャ、イタリア、オーストリア=ハンガリー、ロシア、アメリカ、イギリス、ノルウェー、スウェーデンであることを確認した (Report of the Commissioners appointed to represent Her Majesty's Government at the Monetary Conference held in Paris in August 1878. in Irish University Press Series of British Parliamentary Papers Correspondence and Reports relating to the International Monetary Conferences of 1878 and 1881 in Paris together with the First Report of the Gold and Silver Commission 1878-87, Monetary Policy Currency 4, Irish University Press, 1969 (以下では、RBPPIMCFRGSMP 4, IUP, 1969 と略記する) , pp. 9-19) .
- 28) R. Barclay, *The Silver and the Gold Question*, 3rd ed., 1890, p. 21, Appendix F, pp. 152-3.
- 29) M. de Cecco, *ibid.*, p. 46.
- 30) オランダが決定した金本位制の導入は、全土に普及せず、既存の銀貨が無制限法貨として使用を認められる「跛行金本位制」であった。オランダはアジアに銀本位制を採用している植民地を保有していたので、通貨体制を単一金本位制にすることは難しいという事情があった。オランダの通貨体制の歴史については、1892年の通貨会議に出席したオランダ主席代表ヴローリックによる紹介がある (Report of the Commissioners on behalf of the United States, and Journal of the sessions of November 22, 1892, to December 17, 1892. in International Monetary Conference held at Brussels in compliance with the invitation extended by the President of the United States, and in pursuance of the first section of the act of

- Congress of August 5, 1892. Washington: Government Printing Office, 1893, 〈以下では, RIMC1892, Washington GPO, 1893 と略記する〉 pp. 253-9).
- 31) R. Barclay, *ibid.*, Appendix F, pp. 152-3.
- 32) Synopsis of Report of the Gold and Silver Commission, by G. Howell, Bimetallic League, 1889, 〈以下では, SRGS と略記する〉 p. 16; Irish University Press Series of British Parliamentary Papers Second and Final Reports from the Royal Commission on the recent changes in the relative values of the precious metals with minutes of evidence appendices and index 1888 Monetary Policy Currency 5, Irish University Press 1969 〈以下では, SFRGSBPPMPC 5, IUP, 1969, と略記する〉, pp. 1-2. なお, G. ハウウェルによる SRGS は, SFRGSBPPMPC 5, IUP, 1969, pp. iii-157 の忠実な要約であり, 大部な SFRGSBPPMPC 5, IUP, 1969 を一般読者に理解してもらうために, 「複本位同盟」Bimetallic League の政治的運動の一環として編集刊行されたものである。また, Final Report of the Royal Commission appointed to inquire into the recent changes in the relative values of the precious metals, presented to both Houses of Parliament, 1888 は, アメリカのコロンビア大学出版会が, 大恐慌期のアメリカの金融問題の分析に必要な資料として, 次のようなタイトルの単行本（復刻版）で出版している。The Monetary Problem: Gold and Silver Final Report of the Royal Commission appointed to inquire into the recent changes in the relative values of the precious metals, presented to both Houses of Parliament, 1888. re-printed by permission of the British Government, ed., by Ralph Robey, with a foreword by N. M. Butler, Columbia University Press, 1936. 以下では, MPGS, Columbia U.P. 1936 と略記する。
- これらの書物の出版は, 1870年代の半ばから1890年代の初頭にかけて生じた金銀比価の変動が, 当時の政府金融当局および一般の人々に, 極めて重要な問題として認識されていたことを示しているだけでなく, 1930年代の大不況に呻吟していたアメリカの政府当局や一般の人々にも, 参考になる歴史的教訓として強く意識されていたことを物語っている。
- 33) 一般にこうした状態の金本位制は, *limping gold standard* と呼ばれたが, ラテン通貨同盟の会議に出席していたスイス代表の F. ヘルツォークは, これを *lame gold standard* と呼んでいた (The Bankers' Magazine, October, 1879, p. 931).
- 34) A. Redish, *ibid.*, pp. 198-202.
- 35) R. Barclay, *ibid.*, pp. 11-42; A. Redish, *ibid.*, pp. 200-1; M. de Cecco, *ibid.*, p. 48.
- 36) T. Wilson, *ibid.*, pp. 134-5.
- 37) RBPPIMCFRGS, IUP, 1969, p. 14.
- 38) Proceedings of the International Monetary Conference held in Paris, in April, May, June, and July, 1881, under the auspice of the Ministry of Foreign Affairs of the French Republic, Washington: Government Printing Office, 1887, (以下では, PIMC, 1887 と略記する) .pp. 243-5, に見られるアメリカ代表の発言。なお, PIMC は, RBPPIMCFRGS, IUP, 1969, pp. 21-158 とまったく同一のもので, アメリカ政府によって単行本の形態で出版された。資料としての利用に便利なので, 引用に際しては, 原則として, アメリカ政府版の方を用いることにする。
- 39) RBPPIMCFGS, IUP, 1969, Appendix V (F).
- 40) Final Report of the Royal Commission appointed to inquire into the depression of trade and industry ; with minutes of evidence and appendices, in Irish University Press Series of British Parliamentary Papers Third Report and Final Report of the Royal Commission on the depression in trade and industry with minutes of evidence and appendices 1886, Irish University Press, 1969, pp. x, xix. (以下では, FRDTI, IUP, 1969 と略記する)。

- 41) 1881年の国際通貨会議のイタリア代表ルザッティは、1870年代のドイツの金融状況がますます不安定になり、単一金本位支持派と複本位制支持派への分裂が進み、複本位制支持派が影響力を増大しつつあると述べている。さらに注目に値するのは、首相のビスマルクが、兌換に必要な準備金の不足を懸念して、複本位制の導入に理解を示していると述べていることである (PIMC, 1887, pp. 117-8).
- 42) PIMC, 1887, pp. 3-5 の会議冒頭でのフランス外務大臣の開会挨拶、ならびに PIMC, 1887, pp.6-10 のフランス主席代表マニャンの挨拶。
- 43) RBPPIMCFRGS, IUP, 1969, p. 17.
- 44) 各国代表の氏名と所属機関などについては、PIMC, 1887, pp. 1-3, 21-2, 111 を参照した。
- 45) PIMC, 1887, p. 21.
- 46) PIMC, 1887, pp. 30-31.
- 47) PIMC, 1887, pp. 31-2.
- 48) PIMC, 1887, pp. 259-265. 会議には、インド政庁金融部に所属するチャプマンが1880年6月2日付けで作成した70項目に及ぶ「国際複本位制の価値尺度に関する覚え書き」が提出されている。この覚え書きの中で、チャプマンは、銀価格の低落を一刻も早く食い止め、1803年のフランス通貨立法によって長年維持されてきた1対15.5の固定金銀比価を実現するため、少なくとも、アメリカ、フランス、ドイツ、インドの4カ国が1対15.5の固定金銀比価を遵守する協定を締結すべきであると提言している。詳細は、Memorandum of Mr. R. B. Chapman, of the financial department of the Government of India, on an international bimetallic standard of value, PIMC, 1887, pp. 184-204 に示されている。
- 49) PIMC, 1887, pp. 476-7.
- 50) 本文に示されたホートンの見解は、PIMC, 1887, pp. 305-318 に展開された彼の発言を概括したものである。
- 51) 1881年の国際通貨会議においても、単一金本位制を支持するノルウェーの代表ブロックから、銀本位を選好する国は、経済の発展していない地域の国々であり、具体的には、アジア、南アメリカ、アフリカの国々であるとの発言があった。ブロックは、銀の価値低落を食い止めるためには、先進経済諸国による協定ではなく、上述の後進諸国に銀の使用を奨励するのが適当な方法であると明言している (PIMC, 1887, pp. 45-6). また、ベルギー代表のピルメスも、1881年当時の一般的な通貨制度についての見方では、金本位制は富裕な国の通貨制度であり、第一級の国々が採用する通貨制度であると述べている (PIMC, 1887, p. 86).
- 52) PIMC, 1887, pp. 446-462 に展開されたフランス代表デュマの主要な論点を概括したものである。
- 53) PIMC, 1887, pp. 27-30.
- 54) PIMC, 1887, pp. 29-30.
- 55) PIMC, 1887, pp. 27-30.
- 56) PIMC, 1887, p. 36.
- 57) H. プレスナー／土屋洋二訳『遅れてきた国民—ドイツ・ナショナリズムの精神史—』名古屋大学出版会, 1991, 第2章「ビスマルクの帝国, 国家理念なき強国」を参照して得た表現である。
- 58) S. B. ソウル／久保田英夫訳『イギリス海外貿易の研究』文眞堂, 1980, 多角的決済機構については, pp. 63-133, インドの占める位置については, pp. 280-310, を参照されたい。
- 59) FRDTI, 1886, IUP, 1969.
- 60) SFRGSBPPMPC5, IUP, 1969.
- 61) 「大不況委員会」の第三次報告書において、委員全員の署名により、金銀比価の変動は、イギリスの長期不況と密接な関係があり、独立の勅命委員会による徹底した調査が必要であることが明示されている。FRDTI, 1969, pp. 3-4.
- 62) B. H. Brown, The Tariff Reform Movement in Britain 1881-1895, Columbia University Press, 1943, pp. 62-3.
- 63) Steven P. Reti, Silver and Gold: The Political Economy of International Monetary Conferences, 1867-1892, Greenwood Press, 1998, p. 118.
- 64) FRDTI, 1886, IUP, 1969, pp. v-xxvi.

65) FRDTI, IUP, 1969, pp. 3-5. 上記の註でも触れたように、この第三次報告書では、次のような意見が開示されている。「我々の調査期間中に注意が引かれた問題のなかで、イギリスの貿易と産業ならびに物価に及ぼす直接的で特別な影響が認められるために、その実際上の重要性および多くの商業部門で表明された懸念を勘案すると、格段の考察・検討が必要であると思われる問題がある。その重要問題とは、貴金属(金銀)の価値の変化に関わる通貨の問題である」。続いて、委員会の調査対象である不況は、イギリスだけではなく、世界的規模のものであることが指摘され、世界の通商全体に影響を及ぼす混乱が、貴金属(金銀)とそれ以外の商品との関係もしくは貴金属(金銀)相互間の関係の中にあるとするならば、それこそが現在の世界的規模の不況に共通する原因ではないかと述べられている。具体的には、近年金の購買力が上昇し、商品価格全般が低落している。そして、この金の価値の上昇が二つの貴金属(金銀)の関係を混乱させている。つまり、銀の価値低落が広範囲に浸透し、現在もなお進行している。換言すれば、通貨としての銀の地位を奪い、金を唯一の価値基準にすることによって、物価全般の低落という世界的規模の不況がもたらされたと考えられる。そして、この物価の低落は、ドイツやオランダのような国々が、銀の廃貨もしくは銀の放出に踏み切り、近年産出量が減少している金を唯一の価値尺度とする金本位制へ移行したために生じた金の価値上昇と銀の価値下落によって、一層深刻になっていると断じられている。

第三次報告書で、極めて注目されるのは、「金銀問題」がイギリス本国とインドの關係に及ぼす影響の深刻さと重大性に言及した部分である。銀の価値低落が銀で徴集されるインドの歳入と予算、金でイギリスに支払う債務利子、物資の購入代金、各種サービス(問題の Home Charge「帝國統治費」を含む)に深刻な影響を及ぼすこと、それが重大な問題であることを指摘しながら、「大不況調査委員会」の調査の目的の範囲を超え

るので、その問題には立ち入れないと断っている。

また第三次報告書は、冒頭部分で、各分野から多数の証人を喚問して貿易と産業の不況を調査したが、証人が挙げた不況の原因は、個別的もしくはイギリスに特有な性格のもので、不況全体に共通する原因とは思われないと示唆している点が注目される。

66) MPGS, CUP, 1936, pp. 17-369.

67) MPGS, CUP, 1936, pp. 17-142.

68) MPGS, CUP, 1936, pp. 143-211.

69) MPGS, CUP, 1936, pp. 213-237.

70) ちなみに、「金銀委員会」は、3回(第一次報告書は、374頁で1887年6月、第二次報告書は、288頁で1888年1月、最終報告書は、168頁で1888年10月にそれぞれ発行された)に分けて報告書を作成・提出しているが、ここでは最終報告書に対象を限定した。

71) MPGS, CUP, 1936, pp. 21-34.

72) MPGS, CUP, 1936, pp. 26-28.

73) MPGS, CUP, 1936, pp. 67-77.

74) MPGS, CUP, 1936, pp. 93.

75) MPGS, CUP, 1936, pp. 101.

76) MPGS, CUP, 1936, p. 94.

77) MPGS, CUP, 1936, pp. 94-99.

78) MPGS, CUP, 1936, pp. 70-73, pp. 98-99.

79) MPGS, CUP, 1936, pp. 100-1. 複本位制の採用については、12人の委員のうち、半数の6人の署名を得て、最終報告書においては、少数意見の形式で表明された。残りの6人は、世界各国の金本位への移行は時の趨勢であり、将来的に見て銀の放出を阻止することは難しく、銀の市場価格の低下を国際協定や通貨法によって食い止めることは無理があると主張した。

80) 複本位運動の諸事実と展開過程については、T. Wilson, *ibid.* Chap. 7, pp. 157-183を主として参照した。これに拠らない場合には、典拠を示すことにした。

81) T. ウィルソンは、このグループの存在意義について

てほとんど言及していない。しかし、本文でも指摘したように、このグループに属する人々は、社会的地位が高く、公の場での発言の機会に恵まれていたし、著書の出版や各種印刷物の発行などマスメディアを利用する機会を与えられていたため、運動の指導的立場に立つことができた。

- 82) イギリスの伝統的金融政策の中枢部にいたギブズとゴーシェンが、複本位制に傾斜しただけでなく、その実現を目指す社会運動において指導的役割を果たしていることは、1881年の国際通貨会議に参加している各国の代表団の間でも注目されていた。フランス代表セルヌシ、イタリア代表ルザッチとルスコーニ、アメリカ代表ハウは、いずれも、銀の価値低落と金銀比価の変動により、インド市場への輸出の困難と英領インドの資産価値(「帝国統治費」を含むイギリス本国が受け取る債権)の大幅な減価を訴えるマンチェスターを中心にしたランカシャー地方の商工会議所およびその他の幾つかの大都市の商工業会議所が組織する複本位運動が台頭していること、1878年のイギリス代表であったギブズとゴーシェンの二人が、公に複本位制の優位性を説き、あるいは国際通貨体制の金本位制への一元化に反対する議論を展開していることを取り上げ、イギリスの世論がようやく複本位制の必要性を認める方向へ転じつつあることを指摘している(PIMC, 1887, pp.37, 115-7, 127, 158-9, 244-6)。

- 83) 英領インド代表のモールズワース卿は、以下に見る通り、1892年の第4回国際通貨会議で、銀の価値下落と金銀比価の変動がイギリス経済をかつてない危機に陥れているとの認識に立ち、緊迫感に溢れた意見表明をおこなっている(RIMC1892, Washington GPO, 1893, pp. 222-227)。

モールズワース卿は、イギリス本国で主要な輸出産業部門の労資双方と多くの商工会議所を中心に、通貨改革—国際協定により銀の価値下落を阻止し金銀比価を安定させる国際複本位制の実現—を求める運動が盛り上がっていること、金融界を代表する有力者がそうした運動を主導もしくは支

持する発言をおこなっていることを紹介している。例えば、金融については比肩する者がいない程の豊富な経験を有するロスチャイルドが、世界は恐るべき危機の中に置かれていると明言していること、また元大蔵大臣のゴーシェンが、世界は今すぐにも恐るべき危険に曝されるであろうと警告を発していることを開陳した上で、イギリスの抱える通貨問題を国際複本位制の設立によって解決するよう求める動きが高まっていると指摘している。

モールズワース卿は、イギリス本国代表のR. ウィルソン卿が、会議の開始後間もなく、審議の進展に水を差すように、イギリスは単一金本位制を維持するとの発言をしたことは誠に遺憾であるとし、1878年のイギリス本国代表で金本位制を堅持するとの意見を表明したギブズとゴーシェンという「卓越した前任者」が、今では、公の会合で複本位制を支持する発言をしていることから判断すれば、ウィルソン卿が意見を変えることは可能であると述べている点は注目に値する。

- 84) RBPPIMCFRGSMP 4, IUP, 1969, pp. 490-502.
- 85) RBPPIMCFRRGSMP 4, IUP, 1969, p. 497. バークリーは、反対の理由として、インドに金本位制を導入すれば、ヨーロッパから大量の金がインドに流出してヨーロッパの金準備量に影響すること、またインドの商品(綿、茶など)は割高になって銀本位制を採用している中国の商品に取って代わられる可能性が高いことを挙げている。
- 86) R. Barclay, *ibid.*, pp. 126-7.
- 87) 『タイムズ』誌上での論争については、T. Wilson, *ibid.*, pp. 36-9を参照した。
- 88) T. Wilson, *ibid.*, p. 83.
- 89) R. ホーフスタッター, 前掲書, pp. 38-41.
- 90) R. ホーフスタッター, 前掲書, pp. 98-99.
- 91) 「ブランド=アリソン法」については、R. Barclay, *ibid.*, pp. 161-2, 「シャーマン法」については、*Ibid.*, pp. 163-6を参照した。なお、「ブランド=アリソン法」の制定については、当初銀貨の無制限製造を支持するブランドが、銀を金とまったく

- 同等な通貨とすることを企図したのに対して、それは行き過ぎであるとして、アリソンが修正を施したため、一定量の銀を政府が買い入れることになったという経緯があった。
- 92) 1890年代におけるインドの通貨危機については、T. Wilson, *ibid.*, pp. 83-7を参照した。ウィルソンによれば、1880年代になると、銀の価値低落に対処するには、インドの通貨制度を銀本位制から金本位制に移行すべきであるとの要請が、インド政庁からイギリス本国政府（インド省担当大臣）に対して継続的におこなわれていたという。また、de Ceccoは、銀価値の低落が始まって間もない1875年に、インド政庁からイギリス本国政府への報告の中に、インドに金本位制を採用する必要があるとの指摘があったと述べている (M.de Cecco, *ibid.*, p. 64).
- 93) T. Wilson, *ibid.*, p. 84.
- 94) T. Wilson, *ibid.*, p. 110.
- 95) RIMC1892, pp. 4, 11, 25-7.
- 96) 会議の内容については、RIMC1892, pp. 4-14 アメリカ代表団の報告書を参照した。なお、各国代表の発言の詳細に関する議事録は、RIMC1892, pp. 31-371に収録されている。本文の叙述がアメリカ代表団の報告書による場合は、原則的に引用頁を省略した。
- 97) RIMC1892, pp. 4-5.
- 98) RIMC1892, p. 46.
- 99) RIMC1892, p. 47.
- 100) RIMC1892, p. 72.
- 101) RIMC18892, p. 112.
- 102) RIMC1892, p. 112.
- 103) RIMC1892, p. 113.
- 104) RIMC1892, pp. 127-131.
- 105) RIMC1892, p. 60.
- 106) RIMC1892, p. 89.
- 107) RIMC18892, p. 138.
- 108) RIMC1892, p. 77.
- 109) RIMC1892, p. 84.
- 110) RIMC1892, p. 91.
- 111) RIMC1892, p. 50.
- 112) RIMC1892, p. 50.
- 113) RIMC1892, p. 233.
- 114) RIMC1892, p. 205.
- 115) この項については、RIMC1892, pp. 10-13に依拠している。
- 116) R. ホーフスタッター, 前掲書, p. 99.
- 117) R. ホーフスタッター, 前掲書, p. 97-98.
- 118) T. Wilson, *ibid.*, p. 109.
- 119) T. Wilson, *op. cit.*